# 第五次大阪狭山市総合計画

(素案)

大阪狭山市

# 基本構想

第1章	計画策定にあたって	3
1. 🗄	†画策定の趣旨	3
2. 計	†画の役割と構成	4
3. 砻	S中学校区のまちづくりの方向性	6
第2章	計画策定の背景及び地域特性	7
1. 4	k市を取り巻く情勢	7
2. 4	k市の現状と特性	10
3. ∄	<b>5民意識</b>	20
第3章	まちづくりの課題	22
第4章	まちづくりの基本方向	24
1. ฮ	まちづくりの基本理念	24
2. 市	<b>トの将来像</b>	24
3. 将	<b>将来人口推計</b>	25
4. 者	『市構造と土地利用	27
5. が	<b>恒策の大綱</b>	31
	基本計画	
序章 基	基本計画の内容	27
	<b>極策体系と施策の見方</b>	
	也方創生に向けた取組み	
	子どもや若者の未来が輝くまちづくり	_
	健康でいきいきと暮らせるまちづくり	
	自然と調和した活力のある快適なまちづくり	
	豊かな心と文化を育むまちづくり	
	<b>壹かな心と文化を育むまちつくり</b> 安全で安心できるまちづくり	
おり早	施策の推進に向けて	1U3

# 参考資料

各中学校区のまちづくりの方向性の概要	114
狭山中学校区	118
第三中学校区	122
南中学校区	126
基本計画と SDGs の関連	132

# 基本構想

# **第1章** 計画策定にあたって

# 1. 計画策定の趣旨

総合計画は、市町村が総合的かつ計画的で効率的な行財政運営を図るため、まちづくりの目標である 将来像を掲げ、これを実現するための諸施策を明らかにするものです。本市においては、これまで四次 にわたる総合計画を策定し、その計画に基づき各種施策・事業を推進してきました。

平成 23 年(2011 年)に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、総合計画の基本部分となる基本構想の法的な策定義務がなくなりましたが、本市では、大阪狭山市自治基本条例第 22 条第 1 項において、「市長は、市政運営の指針となる総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政運営を行うものとする。」と規定しています。また、同条第 2 項において、「市長は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、あらかじめその計画に関する情報を市民に提供し、広く市民が参画できるよう努めるものとする。」と規定するなど、市民参画の重要性を明示しています。市民参画について本市の総合計画を振り返ると、第三次総合計画では人づくりをテーマに、第四次総合計画では人を生かしてまちづくりを実践することをテーマに施策・事業を展開してきました。

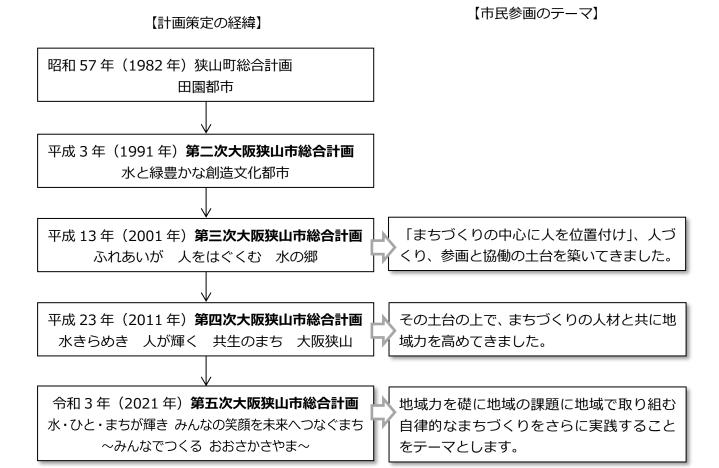
この間、本市を取り巻く環境は、社会経済情勢の変動、地方自治に関連する法制度の改定など、大きく変化しています。少子高齢化・人口減少社会の到来をはじめ、大規模自然災害の発生による安全・安心な暮らしに対する意識の高まり、環境負荷のない暮らしへの転換など、持続可能なまちづくりを進めるにあたって、さまざまな課題があります。本市を取り巻く環境の変化に的確かつ柔軟に対応したまちづくりを進めていくために、大阪狭山市自治基本条例の趣旨に則り、第五次大阪狭山市総合計画を策定するものです。

# 2. 計画の役割と構成

# (1)計画の役割と位置づけ

総合計画は、本市自治基本条例に基づき策定します。長期的な展望に立ち、本市の将来像の実現に向けた取組みを市民や事業者、行政が協働して進めるための指針とします。

# ◆総合計画策定の経緯と市民参画のテーマ◆



# (2)計画期間

令和3年度(2021年度)を初年度とし、令和12年度(2030年度)を目標年度とする10か年計画とします。

#### (3)計画の構成

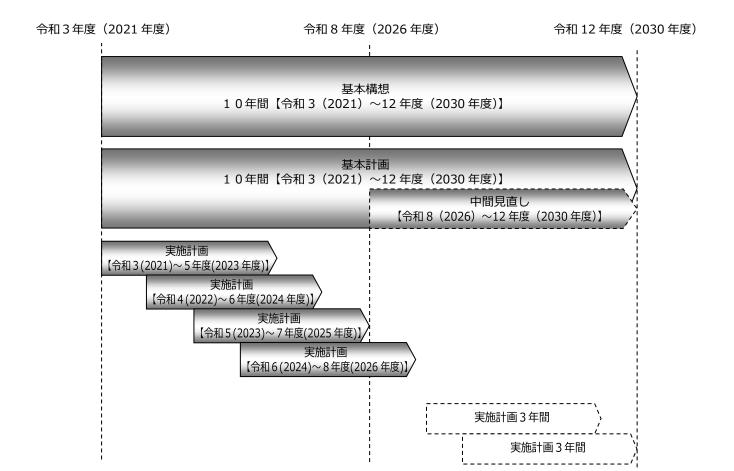
○<u>基本構想</u> 基本構想は、本市の長期的なまちづくりの基本方向を示すもので、まちづくりの基本 本理念や市の将来像のほか、その実現に向けた施策の大綱を示します。

○<u>基本計画</u> 基本計画は、基本構想に示す市の将来像を実現するための施策を体系的に示し、その取組内容を記載します。

○<u>実施計画</u> 実施計画は、基本計画において定めた施策の優先度や財源との整合を勘案し、具体 的で、実効性のある計画として定めるもので、毎年度の予算編成及び事業実施の指 針となるものです。

なお、実施計画の期間は、概ね3年とし、ローリング方式で毎年度見直しを行うため、別途策定するものとします。

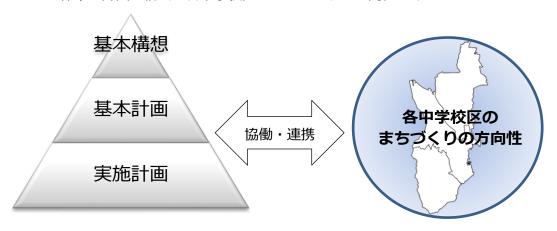
#### ◆計画期間◆



# 3. 各中学校区のまちづくりの方向性

市の施策全般をその体系に沿って取りまとめた従来の「体系別計画」の策定にあわせ、より地域の 実情に沿ったまちづくりを進めるため、新たに「各中学校区のまちづくりの方向性」を示します。

◆体系別計画の構成と各中学校区のまちづくりの方向性のイメージ◆



なお、各中学校区のまちづくりの方向性は、第五次総合計画によるまちづくりを進める中で、まちづくり円卓会議等による地域ビジョン<sup>\*</sup>の策定をめざします。

※地域ビジョンとは、「大阪狭山市まちづくり円卓会議条例」第8条に規定する「校区の将来像及びそれを達成するための事業計画」です。

本計画書は、「基本構想」、「基本計画」及び「各中学校区のまちづくりの方向性」からなり、今後、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化などに伴い、必要に応じて見直しを行います。

# 第2章 計画策定の背景及び地域特性

# 1. 本市を取り巻く情勢

#### (1) 人口減少社会と地方創生への対応

わが国の人口は、平成 20 年(2008 年)の 1 億 2,808 万人をピークに減少に転じ、令和 7 年(2025 年)には、「団塊の世代」が 75 歳以上の後期高齢者になるなど、さらなる人口減少や少子高齢化の進行により、今後、医療や社会保障、介護、地域コミュニティへの影響が懸念されています。こうした地方の現状に対して、国では平成 26 年(2014 年)に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定するなど、国と地方が総力を挙げて地方創生・人口減少克服に取り組む姿勢を打ち出しました。

## (2) 社会経済情勢の変化

わが国の経済は、平成20年(2008年)の世界金融危機以降、低迷状態が続きました。

この間、企業の雇用形態の変化や就業の多様化による非正規雇用者の増加を招き、また、労働力不足により外国人労働者数が約 130 万人に達するなど、今後、産業や就業構造の変化が進むものと見られます。

一方、訪日外国人旅行者数は、平成 23 年 (2011 年) 以降大幅に増加しており、平成 30 年 (2018 年) には 3,000 万人に達するなど、インバウンドによる経済効果もあり、近年回復の傾向が見られました。しかし、その矢先に令和 2 年 (2020 年) に世界規模で新型コロナウイルス感染症が拡大し、わが国においても、緊急事態宣言により、あらゆる社会経済活動に極めて大きな影響を与えることとなりました。今後は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じながら、社会経済活動を成長軌道へと戻すことが急務となっています。

また、国は、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核を成す「持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)」の実施指針を平成 28 年(2016 年)に決定し、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす。」というビジョンのもと、17 の目標と 169 のターゲットにより、国内実施と国際協力の両面で国際社会をリードしていくとしています。

#### (3)安全・安心がより重視される時代

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の後、国は「国土強靱化」を掲げ、国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをもつ国土、経済社会システムづくりを進めてきました。しかし、その後も、平成 28 年(2016 年)の熊本地震、平成 30 年(2018 年)の大阪北部地震などの発生や、東海・東南海・南海地震等、南海

トラフにおける巨大地震発生の切迫性の高まりなどから、大規模地震に対する関心は一層高まっています。

気象においても、近年の気候変動に伴い、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化し、平成 30 年 (2018 年) の台風や豪雨の被害など全国各地で甚大な被害が発生しています。

また、自然現象における脅威に加え、近年では、手口が巧妙化する特殊詐欺やサイバー犯罪の被 害拡大など、市民生活を脅かす不安が広がっているほか、高齢ドライバーによる交通事故や自転車 運転による人身事故なども多く発生しています。

このため、地域コミュニティの主体的な活動を含め、ソフト・ハードを組み合わせた安全・安心 なまちづくりの重要性がますます高まっています。

さらに、世界規模で拡大した新型コロナウイルス感染症は、令和2年(2020年)に世界保健機関(WHO)でパンデミックが宣言され、世界中の人々の生命を脅かし、生活を一変させました。 今後も、新型コロナウイルスをはじめとする新たな感染症による脅威に備え、市民の安全・安心な生活を守る体制の整備が求められます。

#### (4)情報化の進展と生活の変化

ICT(情報通信技術: Information and Communication Technology)の普及・発展により、地球規模での交流が拡大し、リアルタイムの情報共有が進んでいます。これにより、利便性の向上やライフスタイルの多様化が促進されるとともに、社会を大きく動かす力となっています。今後は、AI(人工知能: Artificial Intelligence)や、情報家電からさまざまなセンサーまであらゆるものがインターネットにつながる IoT(Internet of Things)の技術が更に高度化し、移動体通信において 5G(次世代無線通信規格)が普及し、データ通信の高速化・大容量化が進むなど情報インフラの革新により、それらが新たな社会インフラとして市民生活に一層浸透し、経済や社会、暮らしの基盤となっていくと考えられます。しかし、一方で、情報格差の発生、運用コストの増加、人間関係の希薄化、インターネットによる犯罪の増加などの課題も顕在化しています。

また、新型コロナウイルスをはじめとする新たな感染症の感染拡大防止に向けた対応として、テレワークやオンライン会議などのリモートサービスの活用が広がりを見せており、こうした新しい働き方を契機に、デジタル化、オンライン化がさらに進むと考えられます。

#### (5) ライフスタイルや価値観の多様化

単身世帯や高齢者世帯、共働き世帯の増加など、家族の状況や社会環境の変化により、ライフスタイルが多様化するとともに、価値観や市民ニーズも多種多様になっています。共働き世帯数の推移をみると、全国では平成4年(1992年)に共働き世帯が専業主婦世帯を上回り、その差は拡大傾向にあります。個人の意識についても、「仕事」と、育児や介護、趣味や学習、地域活動などの「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる「ワーク・ライフ・バランス」の考え方が定着しつつあります。

また、新型コロナウイルス感染症による外出自粛要請は、働き方や教育、ショッピング、レジャー、飲食に至るまで人々の日々の暮らしを大きく変え、新しい生活様式を考える端緒ともなっています。今後は、新型コロナウイルスとの共生を視野に入れた新たな生活様式が求められています。

# (6) 人と人とのつながりを大切にする社会

核家族や単身者等向け生活サービスの浸透や近隣コミュニケーションの減少、プライバシー保護の厳格化などさまざまな要因が重なりあい、「無縁社会」と言われる人と人との関係の希薄化が深刻化しています。地域コミュニティにおいて重要な役割を担う自治会等の地縁組織も、近年加入率が低下する傾向にあり、環境美化や防犯活動、災害時の支援活動など、市民同士が支えあう地域社会の構築が求められています。

このため、多様な意見や考え方を尊重するだけでなく、人と人とのつながりを大切にする温もり のあるコミュニティの創造が求められています。

# 2. 本市の現状と特性

#### (1) 自然及び歴史の特性

# ①位 置

本市は、大阪平野の東南部に位置し、東は富田林市、西及び北は堺市、南は河内長野市に接しています。市域の広がりは、東西最大幅 2.4km、南北 7.0km、面積 11.92km<sup>2</sup>です。

また、大阪市中心部から直線距離で 20km 圏に位置し、市内を縦貫している南海電気鉄道高野線の 3 つの駅があり、大阪市中心部とは約 25 分で結ばれています。

## ②地 勢

「狭山」という地名は、東の羽曳野丘陵と西の陶器山山系にはさまれた地として、こう名付けられたといわれています。地勢は大別すると北東部の平地部と南西部の丘陵部に二分され、南から北へなだらかに傾斜した地形で、平地部は東の羽曳野丘陵、北の大阪平野へ、丘陵部は南西の泉北丘陵へと連なっています。

また、ほぼ市の中央部に位置する狭山池には、南から西除川(天野川)と三津屋川が流入し、狭山池からは西除川、東除川が北流し大和川に注いでいます。市内には、狭山池をはじめ、ため池が約120箇所点在しており、これらの周囲には良好な水辺環境や、まとまりのある農地などが形成されています。

さらに、都市における農地や河川、ため池などのみどりは農産物供給機能、防災機能、良好な景観形成機能など、多様な機能を有しています。

#### ③歴史的特性

明治2年(1869年)、狭山藩が廃止され、本市域は堺県に編入されました。明治14年(1881年)の堺県廃止で大阪府に編入されました。明治22年(1889年)、市制・町村制施行により、狭山村と三都村となり、昭和6年(1931年)6月、狭山村と三都村が合併して狭山村になり、昭和26年(1951年)4月1日、町制の施行により狭山町となりました。

昭和 30 年代以降の大阪都市圏への急激な人口集中に伴って、本市も狭山ニュータウンをはじめ 大小の住宅開発が進み、それまでの農村集落から大都市近郊の住宅都市へと大きく変貌しました。 昭和 60 年(1985 年)には人口が 5 万人を超え、昭和 62 年(1987 年)10 月 1 日に市制を施行、 全国で 654 番目(特別区を除く)、大阪府内で 32 番目の市として大阪狭山市が誕生しました。

市制施行以後、文化会館の建設をはじめ、市民ふれあいの里、市民総合グラウンドなどのスポーツ・レクリエーション施設の充実を図り、幹線道路沿道を中心とした商業施設などの立地が進みました。

平成 12 年(2000 年)には、長い間多くの人々に愛されてきた「さやま遊園」が閉園しました。

平成 13 年(2001 年)には、市民の心のふるさとである狭山池が、平成の大改修として大阪府の事業により治水ダムという新しい機能を付加されて生まれ変わり、あわせて公園や博物館の建設が進められ、狭山池周辺が市民の憩いの場として整備されました。

平成 14 年(2002 年)には、狭山池の改修工事の完成を機に、狭山池を舞台とした新たなイベントとして、市民が主体となった狭山池まつりがはじまりました。

平成 19年(2007年)に、市制施行 20周年を迎えました。

同じ年には、市民活動支援センターにおけるまちづくり大学を開講し、平成 21 年(2009 年)から平成 22 年(2010 年)にかけて、大阪狭山市自治基本条例の制定や南中学校区、第三中学校区、狭山中学校区でまちづくり円卓会議を設立するなど、市民と行政の協働によるまちづくりが着実に進展してきました。

平成 29 年(2017年)に、市制施行 30 周年を迎えました。

# (2) 社会的特性

#### ①人口・世帯

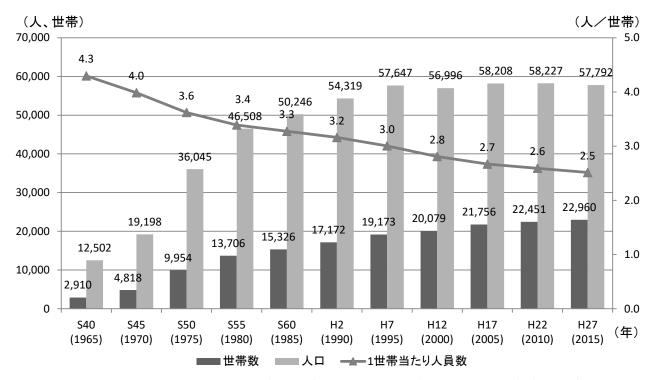
本市の人口は、昭和 26 年 (1951 年) 4 月 1 日の町制施行時 9,000 人あまりで、昭和 40 年 (1965年) 頃まではほぼ横ばいで推移しました。

高度経済成長のはじまりとともに、人口は増加しはじめ、昭和 42 年(1967 年)から南西部の 丘陵地帯において狭山ニュータウンの大規模な開発が行われ、入居が開始された昭和 44 年(1969 年)6 月以降は急激に増加しました。特に、昭和 45 年(1970 年)から昭和 50 年(1975 年)の 5 年間には 187.8%と大阪府内随一の人口増加率を呈しました。

狭山ニュータウンへの入居がほぼ完了したとみられる昭和 55 年 (1980 年) 以降も、以前よりは増加のペースが落ちたものの、ほぼ直線的に増加を続けてきました。その後も、さやま遊園跡地や、狭山駅に隣接した工場跡地等が住宅地として開発されたほか、東池尻や今熊、茱萸木地区など、比較的農地が多く残っていた地区においても、農地が宅地に転用され、住宅開発が進むなど、周辺都市の人口が減少する中、令和元年(2019 年) 8 月末の人口が 58,769 人(住民基本台帳人口:住民票に記載されている人の数)と過去最高となるなど、微増の傾向を示しています。

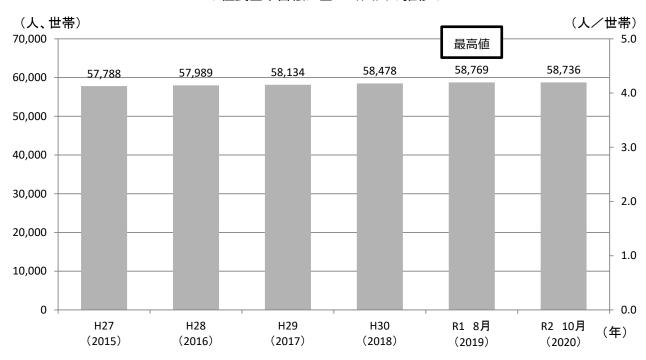
また、世帯数については、これまでも増加しているものの、増加率は鈍化しています。1世帯当たり人員は減少傾向にあり、世帯の小規模化、特に世帯人員が1人の世帯(単独世帯)が増加しています。

# ◆国勢調査に基づく世帯数、人口、1世帯当たり人員の推移◆



資料:大阪府統計年鑑(S40年(1965年)~S50年(1975年))、国勢調査(S55年(1980年)~)

## ◆住民基本台帳に基づく人口の推移◆

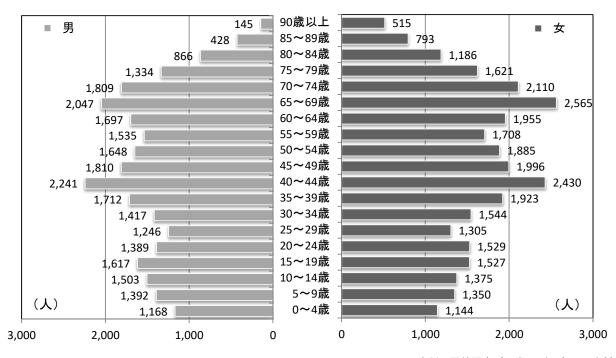


注)平成 27 年(2015 年)  $\sim$ 平成 30 年(2018 年)は、9 月末現在の値。令和元年(2019 年)は 8 月末現在、令和 2 年(2020 年)は 10 月末現在の値。

資料:住民基本台帳

平成 27 年 (2015 年) の年齢階層別人口をみると、団塊の世代 (65~69 歳)、団塊ジュニア世代 (40~44 歳) が他の年代に比べ多く、令和 7 年 (2025 年) には、団塊の世代が 75 歳以上になり、後期高齢者の割合が増加する見込みです。

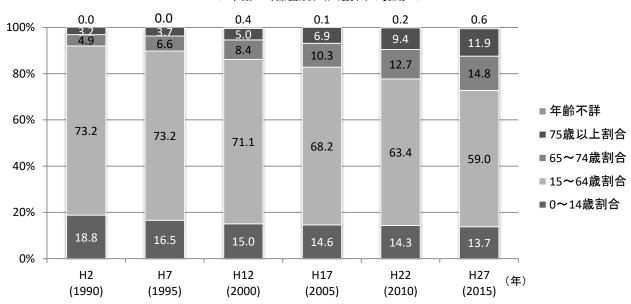
# ◆年齢階層別人口◆



資料: 国勢調査(平成27年(2015年))

総人口に占める 65 歳以上の老年人口率は、平成 22 年(2010 年)には 22.1%であったものが、平成 27(2015 年)には 26.7%となっており、高齢化が進んでいます。

◆年齢4階層別人口割合の推移◆



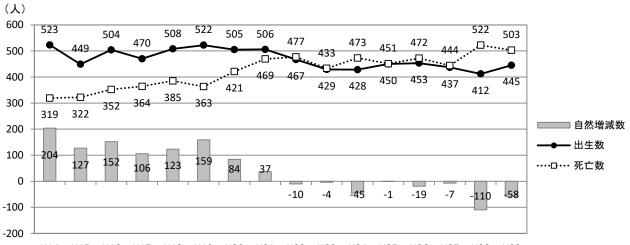
資料:国勢調査

#### ②人口動態

人口動態についてみると、平成 21 年(2009 年)までは、出生数が死亡数を上回る自然増が続いていましたが、平成 22 年(2010 年)以降、自然減が続いています。

社会動態についてみると、転入数、転出数は減少しつつ、社会増、社会減を繰り返しており、平成27年(2015年)以降は社会増を維持しています。

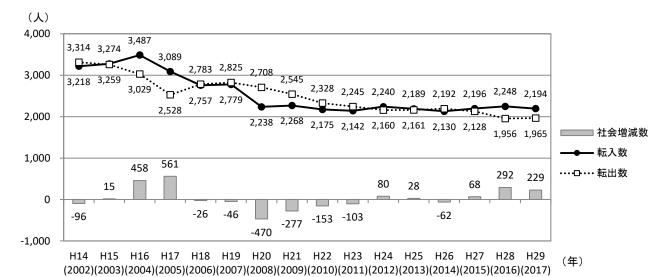
## ◆自然動態の推移◆



H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 (年) (2002)(2003)(2004)(2005)(2006)(2007)(2008)(2009)(2010)(2011)(2012)(2013)(2014)(2015)(2016)(2017)

資料:総務省「市区町村のすがた」、人口動態調査

#### ◆社会動態の推移◆

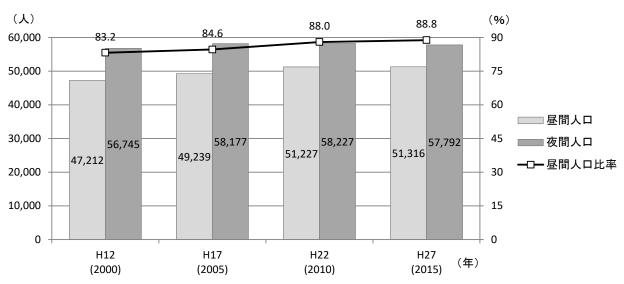


資料:総務省「市区町村のすがた」、住民基本台帳人口移動報告

# ●昼夜間人口

平成 27 年 (2015 年) の通勤・通学による流動人口をみると、夜間人口 57,792 人に対して昼間人口は 51,316 人で、昼間人口比率は 88.8%となっています。

# ◆大阪狭山市の昼夜間人口◆



資料:国勢調査

## ③産業構造

平成28年(2016年)の経済センサス-活動調査によると、本市の主要産業は、卸売業・小売業、宿泊・飲食サービス業、不動産業・物品賃貸業、医療・福祉、製造業であり、この5部門で市内の全事業所数の67.1%、全従業者数の74.6%を占めています。

また、前回の経済センサス-活動調査(平成24年(2012年))に比べて、事業所数は減少しており、 従業者数は、増加しています。

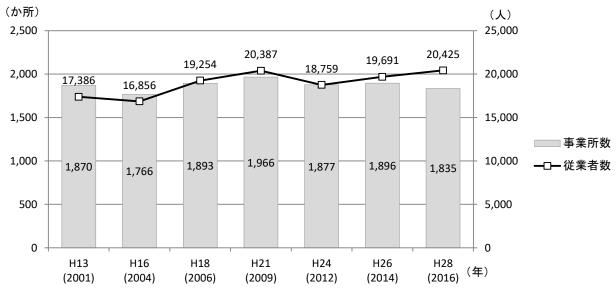
# ◆産業大分類別事業所数・従業者数(平成28年(2016年))◆

	事業所数		従業者数	
	実数構成比		実数	構成比
全産業	1,835	100.0	20,425	100.0
農林漁業	4	0.2	86	0.4
鉱業,採石業,砂利採取業	-	0.0	ı	0.0
建設業	116	6.3	556	2.7
製造業	126	6.9	2,502	12.2
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.1	22	0.1
情報通信業	5	0.3	74	0.4
運輸業, 郵便業	16	0.9	435	2.1
卸売業, 小売業	419	22.8	3,268	16.0
金融業, 保険業	16	0.9	278	1.4
不動産業,物品賃貸業	239	13.0	560	2.7
学術研究、専門・技術サービス業	52	2.8	183	0.9
宿泊業, 飲食サービス業	238	13.0	2,371	11.6
生活関連サービス業、娯楽業	189	10.3	953	4.7
教育, 学習支援業	102	5.6	1,547	7.6
医療, 福祉	210	11.4	6,565	32.1
複合サービス事業	8	0.4	185	0.9
サービス業(他に分類されないもの)	93	5.1	840	4.1

注)網掛けはそれぞれ上位3位の産業区分

資料:経済センサス-活動調査

# ◆事業所数(民営)・従業者数◆



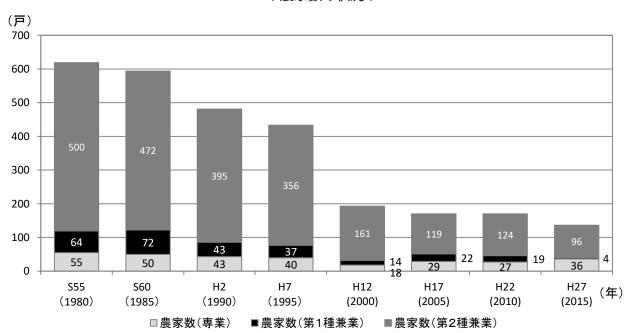
注)平成 13 年(2001 年) $\sim$  18 年(2006 年)は事業所・企業統計調査、平成 21 年(2009 年)と 26 年(2014 年)は経済センサス -基礎調査、平成 24 年(2012 年)と 28 年(2016 年)は経済センサス-活動調査

資料:事業所・企業統計調査、経済センサス-基礎調査、経済センサス-活動調査

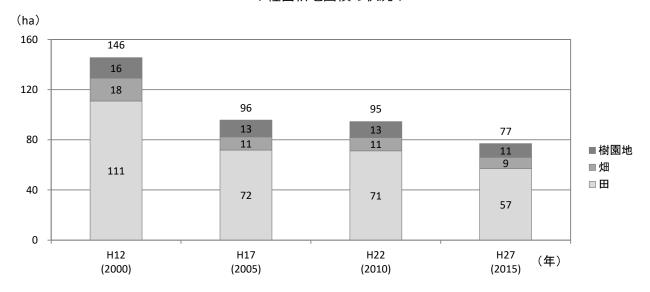
農業については、平成 12 年(2000 年) に農業数が大きく減少し、それ以降は緩やかに減少しています。農家の種類別の内訳では、平成 27 年(2015 年) の専業農家数が 36 戸、第1種兼業農家数が 4 戸、第2種兼業農家数が 96 戸で、全農家数 136 戸の約7割が第2種兼業農家となっています。

また、経営耕地面積は減少を続けており、平成 27 年(2015年)は 77ha で平成 12 年(2000年)から概ね半減しています。

# ◆農家数の状況◆



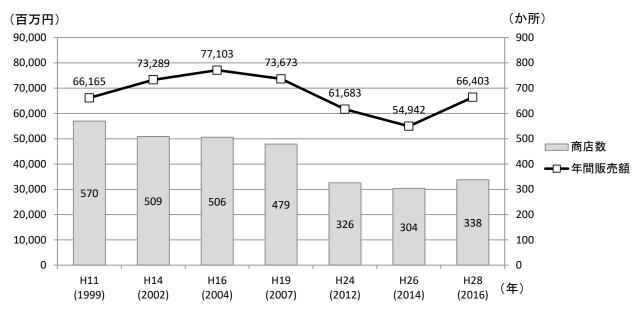
## ◆経営耕地面積の状況◆



資料:農林業センサス

商業については、年間販売額が平成 16 年(2004 年)以降減少していましたが、平成 26 年(2014年)から増加傾向となっています。商店数は平成 11 年(1999 年)以降、ゆるやかな減少傾向にありましたが、平成 26 年(2014 年)から増加しています。

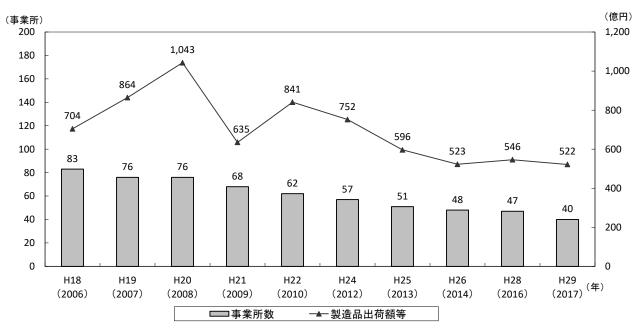
#### ◆商店数、年間販売額の状況◆



資料:大阪狭山市統計書、経済センサス(平成28年(2016年)活動調査)

工業については、製造品出荷額等が平成 22 年(2010年)以降、減少傾向となっています。事業所数も平成 18 年(2006年)以降減少傾向にあり、平成 29 年(2017年)は、平成 18 年(2006年)の半数以下となっています。

## ◆事業所、製造出荷額の状況◆



注) 従業者数4人以上の事業所

資料:大阪狭山市統計書、工業統計調査

#### 4土地利用

平成 27 年度(2015 年度)の土地利用現況調査によると、市街地が 637ha と最も多く、次いで農地が 241ha、水面は 84ha となっています。山林はわずかに 51ha にすぎず、農地のみどりと水面がオープンスペースの役割を担っていることがわかります。

市内には狭山池を中心に西除川、東除川、三津屋川が四方に広がり、公園や緑道、あまの街道をはじめとする利用可能なみどりの空間が続いています。また、市内には大小さまざまなため池が点在しています。ため池は、泉州地域を含めた大阪府南部の地域的な特徴であり、なかでも本市は、市域面積に占める水面面積の比率が特に高いことが特徴となっています。

本市は、市域全域が都市計画区域であり、そのおよそ6割が市街化区域、4割が市街化調整区域になっています。

市街化区域については、概ね既成市街地と市街化形成途上の市街地に二分されます。既成市街地には、 面整備済市街地とそれ以外の旧集落や小規模な開発が連担して形成された市街地が存在します。市街化 形成途上の市街地では旧集落に加え、農地等での開発による市街地が形成されつつあります。

市街化調整区域では、東野・大野地区等において集落地、農地、ため池、樹林が一体となった田園的な環境が形成されています。しかし近年では、農業経営環境の変化等に伴い、休耕地や耕作放棄地が増加する傾向にあります。

#### ◆土地利用現況◆

(単位:ha)

土地利用分類		市街化区域		市街化調整区域			合計			
市街地	一般市街地	401	481		28	76		429	557	
	集落地	80	481		48	76		128	557	
	商業業務地	32		536	11		101	43		637
	官公署	8	56		0	25		8	81	
	工場地	17			13			30		
普通緑地	公園・緑地	12			3			16		
	運動場•遊園地	3			9			12		
	学校	46	66		3	16		49	83	
	社寺敷地•公園庭園	1		129	0		195	1		324
	墓地	5			1			5		
農地	田•休耕地	53	62		100	178		153	241	
	畑	10	02		79	170		88	241	
山林		30		21		51				
原野•牧野		0		0		0				
水面		24			59		84			
低湿地·荒無地		11		35		45				
公共施設		13		23		35				
道路•鉄軌道敷		9		3		12				
その他空地		3		1		4				
合計		755		437		1,192				

注)土地利用現況調査による合計値は土地利用分類ごとの数値集計の関係上、都市計画決定による各面積と差が生じている。

資料:平成27年度(2015年度)土地利用現況調査

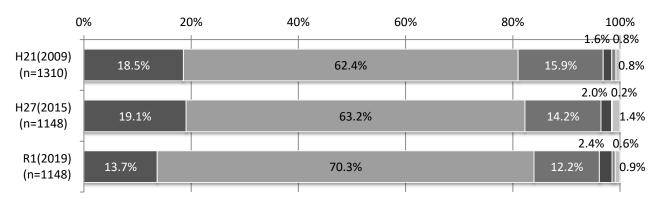
# 3. 市民意識

## (1)市民意識調査

16歳以上を対象とした市民意識調査では、住みよいという評価と定住意向は増加傾向にあります。

# 【住みよさの評価】

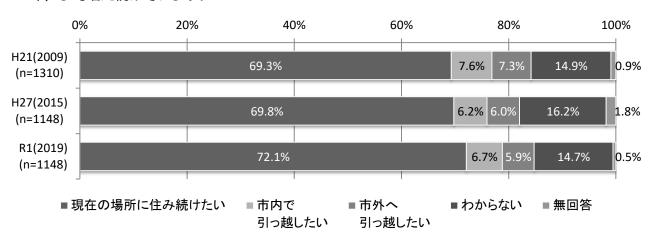
市民意識調査によれば、本市の住みよさに対する評価は高く、平成 21 年(2009 年)、平成 27 年(2015 年)、令和元年(2019 年)調査を比較すると、「非常に住みよい」は令和元年(2019 年)に低くなりましたが、「非常に住みよい」と「住みよい」の合計は増えています。



■非常に住みよい ■住みよい ■どちらともいえない ■住みにくい ■非常に住みにくい ■無回答

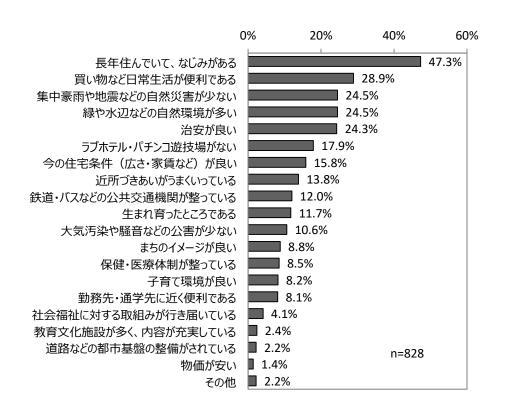
# 【定住意向】

また、「現在の場所に住み続けたい」とする定住意向は、平成 21 年 (2009 年) から令和元年 (2019年) まで増え続けています。



#### 【住み続けたい理由】

住み続けたい理由としては、「長年住んでいて、なじみがある」が最も多く、次いで、「買い物など日常生活が便利である」、「集中豪雨や地震などの自然災害が少ない」、「緑や水辺などの自然環境が多い」、「治安が良い」などの評価が高くなっています。



# (2) まちづくり市民会議

第五次大阪狭山市総合計画「まちづくり市民会議」は、第五次大阪狭山市総合計画を策定するにあたり、市民協働・市民参画を基本とした取組みを進めるため、まちづくりへの提言を行う目的で設置されました。

まちづくり市民会議では、大阪狭山市の魅力の洗い出しや、将来像のイメージや取組みの検討のほか、 地域(中学校区)ごとの現状(課題)の把握や将来像を検討するとともに、自分たちが地域で取り組み たいことについて議論しました。

【まちづくり市民会議メンバーで議論いただいた地域の将来像及び地域での取組み】

中学校区	将来像	地域での取組み
狭山中学校区	活気があり、安全・安	高野線 3 駅周辺を元気にしよう!
	心な、世代間交流があ	歩行者にやさしい安全なまちにしよう!
	る住みたいまち!	団体間・世代間の交流を活発にして地域の担い手をつくろう!
南中学校区	若い力を呼び込むま	花いっぱい!安心の住環境づくり
	ち!	挨拶・声かけ!地域の仲間の交流づくり
		自然の魅力!歩いて楽しいみちづくり
第三中学校区	ほっこり校区!	歴史魅力 UP 再発見 <西高野街道>
		世代間交流〈子育てが軸〉
		産直で交流<都市・農村>

# (3) 次代を担う子どもたちや若者の意識把握

次代を担う子どもたちや若者の意識把握のため、市内の小学生や中学生が対象のアンケート調査や、高校生ワークショップを実施しました。

# 第3章 まちづくりの課題

本市を取り巻く情勢、地域特性、市民意識などを踏まえた第五次総合計画におけるまちづくりの主な課題を整理すると以下のとおりです。

## (1) 少子高齢化・人口減少社会への対応

全国的に少子高齢化の進展と人口減少が加速することにより、社会情勢が大きく変化することが見込まれます。特に、生産年齢人口の減少は、地域経済の減退だけではなく、教育環境、福祉環境、地域コミュニティなどの身近な生活環境まで、市民生活に大きな影響を及ぼす要因であるため、あらゆる施策分野において、人口減少を前提とした長期的な対策が必要です。

#### (2) ライフスタイルや価値観の多様化への対応

少子高齢化や人口減少による世帯構成の変化、情報化社会の進展によるライフスタイルや価値観が多様化するなかで、地域や家庭における支え合いの基盤や、暮らしにおける人と人とのつながりが弱まりつつあります。また、自治会等に加入しない、地域の行事に参加しないなど、地域活動が希薄となっています。より多くの人が地域に関心をもち、人と人とのつながりをつくることができるよう、社会情勢の変化に対応した、地域のまちづくりやコミュニティのあり方等について検討する必要があります。

さらに、障がい者の社会参加や多様な性(LGBT)の尊重、外国人労働者の受け入れといった、人権 や共生の課題にも注目が集まっています。本市においても、地域・家庭・職場などさまざまな場におけ るつながりや交流を促進し、互いの個性や生き方を尊重し合える共生社会を構築する必要があります。

#### (3)安全・安心社会への対応

多発する自然災害に対し、市民の防災・減災の知識及び意識を育み、地域における自助・共助の取組みを充実する必要があります。また、手口が巧妙化する特殊詐欺やサイバー犯罪のほか、近年では、高齢ドライバーによる交通事故なども頻繁に起こっていることから、大阪府や黒山警察などの関係機関と協力し、多面的な視点から、安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

さらに、新型コロナウイルスをはじめとする新たな感染症の脅威に備え、予防対策や拡大防止に向けた取組みを進めるとともに、新たな生活様式に対応した安全で安心なまちづくりを進める必要があります。

#### (4)地球環境への対応

地球温暖化や大気・海洋汚染など、地球規模での環境問題が深刻化するなかで、本市においても、再 生可能エネルギーの普及や省エネルギー活動の実践などの低炭素社会の実現や、環境保全に向けたごみ の減量や再資源化などの循環型社会への転換などの地域からの取組みが求められていることから、地域 から取り組んでいく必要があります。

## (5) ICT の普及と社会の変化への対応

ICT(情報通信技術)の普及発展のメリットを市民が適正に享受するため、これらを利用する能力を身につける必要があります。また、本市においても、ICT や SNS を活用するなど、サービスの向上や事務の効率化を目的として、情報セキュリティや個人情報保護といった側面に配慮した上で、時代にあった新しい技術の活用が必要です。

# (6) 持続可能なまちづくり

貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な開発にむけて国連に加盟するすべての国が採択した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が示す「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会をめざす動きが世界の大きな潮流となりつつあります。本市においても、地域の活性化を図るため、創意工夫のある地方創生の取組みと重ねあわせながら、「持続可能」という世界の大きな潮流を視野に入れて、個性を活かした自律したまちづくりを進めていく必要があります。

# **第4章** まちづくりの基本方向

# 1. まちづくりの基本理念

本市では、これまでまちづくりの中心に「人」を位置づけ、一人ひとりが豊かな人間性をつちかい、 互いの人権を尊重しあいながら、安心していきいきと生活できる、すべての人にやさしいまちづくりを 基本理念として掲げてきました。

また、平成22年(2010年)4月に大阪狭山市自治基本条例を施行し、先人たちの英知とたゆまぬ努力によって発展してきた大阪狭山市を次世代に引き継いでいくために、大阪狭山市にかかわるすべての人が、それぞれ市民自治の担い手であることを自覚し、誰もが主体的にまちづくりに参画し、協働する市民自治によるまちづくりを進めてきました。

このような中、令和 2 年度(2020 年度)を目標年次とする第四次総合計画では、市民の心のよりどころであり、本市のシンボルである狭山池の水がきらめくように人が輝き、人と自然との共生、さらには人と人との共生をめざしたまちづくりを進めていくとともに、地域への愛着や誇りを醸成し、まちづくりの活動を次世代に継承していくために、"水きらめき 人が輝く 共生のまち 大阪狭山"を将来像として設定しました。

本計画では、こうした考え方を引き継ぐとともに、これまでのまちづくりの成果を踏まえ、人と人、 人と地域がつながり、誰もが居場所や役割を持つことができるすべての人にやさしいまちづくりを基本 理念として掲げます。

# 2. 市の将来像

本市のシンボルである狭山池の「水」というキーワードを受け継ぎ、第四次総合計画の「水のきらめき」、「人の輝き」に加え、さらにその輝きがまち(地域)全体へと広がりを見せながら、子どもから高齢者まで、様々な世代がつながり、このまちで生活する喜びや楽しさを実感することで、すべての人の笑顔があふれ、その笑顔が未来へつながっていくまちをめざして、新たなまちの将来像を「水・ひと・まちが輝き みんなの笑顔を未来へつなぐまち」と設定します。

「みんなでつくる おおさかさやま」を合言葉に、市民や行政だけではなく、事業者や大学など、市 に関係する多様な主体が力を合わせてまちづくりを進めていきます。

水・ひと・まちが輝き みんなの笑顔を未来へつなぐまち ~みんなでつくる おおさかさやま~

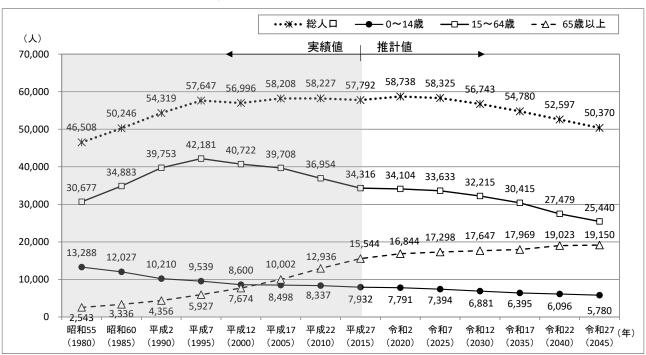
# 3. 将来人口推計

# (1) 人口の推移

本市の総人口は、平成7年(1995年)頃からほぼ横ばいとなっており、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の『日本の地域別将来推計人口(平成30年(2018年)推計)』に準拠し、直近の住民基本台帳の人口動向を用いて人口移動率を補正した市独自の推計(以下「社人研準拠(住基補正)」という。)では、令和27年(2045年)に50,370人まで減少、平成27年(2015年)からの人口減少率は12.8%となります。

生産年齢人口(15~64歳)は近年減少傾向にあります。また、平成17年(2005年)には老年人口(65歳以上)と年少人口(0~14歳)が逆転しました。今後、老年人口は増加を続ける見込みで、令和27年(2045年)には、市全体の約4割が65歳以上となり、1人の老年人口を生産年齢人口約1.35人で支えることになります。

#### ◆大阪狭山市の年齢3区分別人口の推移◆



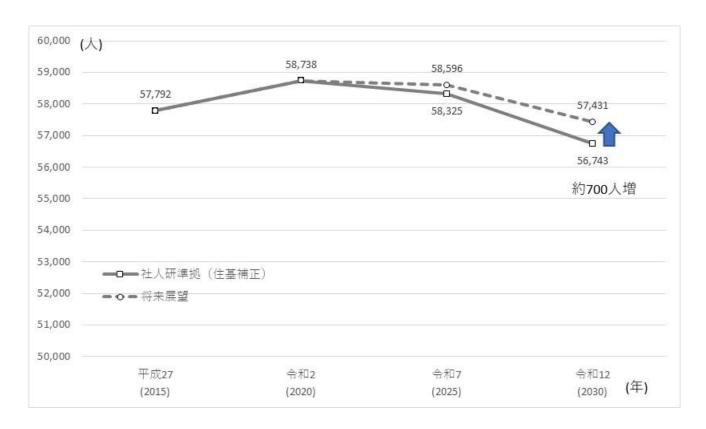
資料:平成27年(2015年)までは国勢調査、令和2年(2020年)以降は、社人研準拠(住基補正)により、市独自 に推計した結果。

# (2) 人口の将来展望

人口の現状や将来人口推計の分析等をふまえ、本市がめざすべき将来人口を展望します。

# ◆人口の将来展望◆

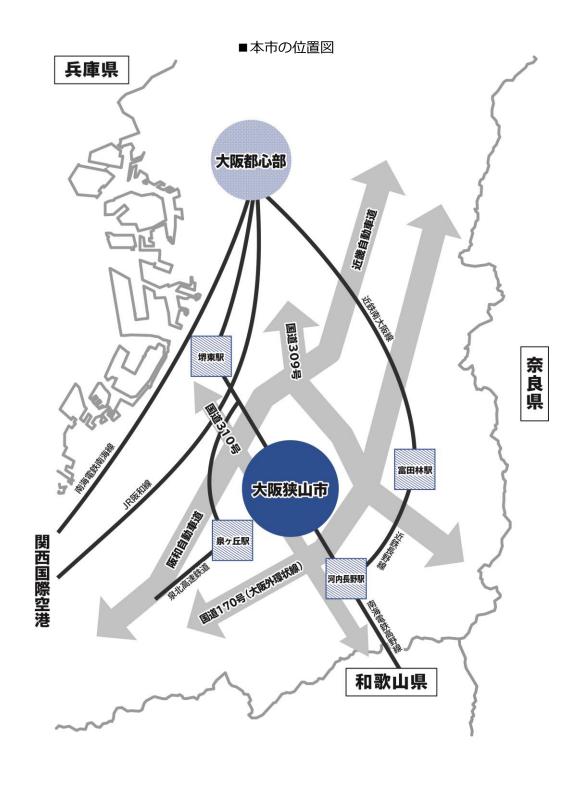
令和 12 年	定住人口 57,400 人
(2030年)	※令和 22 年(2040 年)に合計特殊出生率 2 .07 をめざします。
	転出入人口の均衡をめざします。
	(社人研準拠(住基補正)推計に対し約 700 人増)



# 4. 都市構造と土地利用

本市周辺には、国道 309 号や国道 170 号、阪和自動車道等の交通網が整備されており、本市から大阪都心部や堺東のほか、広域的な交通アクセスが可能となっています。また、金剛駅と関西国際空港をつなぐバスの運行や、南海電鉄高野線の利用により大阪都心部へのアクセスが可能となるなど、本市は広域的な移動が容易であり、利便性の高い場所に位置しています。

また、主要道路を軸に道路ネットワークが形成されていることにより、隣接地の泉ヶ丘駅周辺、富田 林市及び河内長野市といった日常生活圏における移動などアクセス等も容易です。



# (1)都市構造

本市のシンボルである狭山池を中心に据え、幹線道路や鉄道などの交通の骨格と、河川や緑地など自然の骨格を軸に、都市の魅力を高める都市拠点を適地に配置することにより、まとまりのある都市構造の形成を図ります。

# ①都市拠点の設定

種類	内 容
地域拠点	コミュニティセンター、金融機関、商業施設等が集積する地区を「地域拠点」と
	して設定し、地域の生活利便性を高め、活性化を図ります。
福祉・文化拠点	老人福祉センター、保健センター、公民館、図書館等が集積する地区を「福祉・
	文化拠点」として設定し、市民が利用しやすく集まりやすい環境づくりを進めます。
スポーツ・レクリ	総合体育館や野球場等のスポーツ施設が集積する地区を「スポーツ・レクリエー
エーション拠点	ション拠点」として設定し、市民が利用しやすく憩える環境づくりを進めます。
にぎわい・レクリ	水とみどりのネットワーク上の拠点となり得るみどり空間として、市民ふれあい
エーション拠点	の里、青少年野外活動広場が集積する地区を「にぎわい・レクリエーション拠点」
	として設定し、市民が交流できる環境づくりを進めます。
にぎわい・健康拠	近畿大学病院等の移転によって生まれる跡地を含め、大野テニスコートや第三青
点	少年運動広場が集積する地区を「にぎわい・健康拠点」として設定し、周辺の自然
	環境を活かし、市民の健康を支える環境づくりを進めます。

# ②都市軸の設定

種類	内 容
交通軸	○骨格道路
	堺市、富田林市及び河内長野市等をつなぐ国道 310 号や府道森屋狭山線などの主
	要な幹線道路を「交通軸」として設定し、他市へのアクセスなど道路ネットワーク
	を形成しています。既存の骨格道路に加え、大阪狭山市駅と金剛駅をつなぐ道路の
	整備などを行うことで駅周辺のにぎわい創出を図ります。また、市外への幹線道路
	の整備など他市へ容易にアクセスが行えるよう、都市計画道路大阪河内長野線な
	ど、広域的な道路ネットワークの形成を図るとともに、道路沿道の利用など利便性
	を高める取組みを進めます。
	○ <u>鉄道</u>
	南海電気鉄道高野線は大阪市中心部や和歌山方面への通勤・通学等日常の主要な
	移動手段として利用されています。また、金剛駅からは関西国際空港までバスが運
	行するなど広域的なアクセスが容易に行えます。

水とみどりのネッ	狭山池を中心に、西除川、東除川、三津屋川やあまの街道・公園・緑地などを一
トワーク軸	体的に連続したネットワークでつなぎ、歩行者の移動や利便性を高めるウォーカブ
	ルな都市空間の形成を図ります。
	また、それぞれの地域の特色を活かしながら、計画的かつ効果的な都市空間の形
	成を図ります。

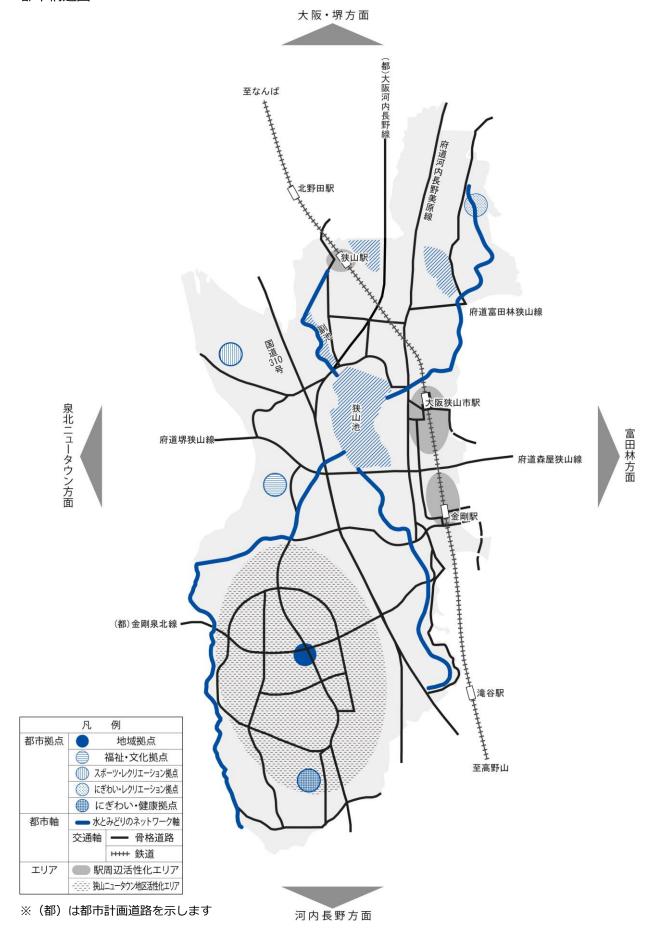
# (2)土地利用

本市では、自然環境を保全しつつ、良好な住環境と都市的な魅力をあわせもったまちづくりをめざし、各地域の特性と課題に応じた地域を設定し、計画的な土地利用を進めてきました。第五次総合計画においても、現在の土地利用を継承しつつ、総合的な土地利用を図ります。また、新たに、第五次総合計画では、地域の活性化に取り組むエリアを設定し、都市としての魅力を高めるとともに、社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化に対応した規制緩和を検討するなど、柔軟かつ魅力ある土地利用を図ります。

# ■エリアの設定

種類	内 容
駅周辺活性化エリ	狭山駅、金剛駅及び大阪狭山市駅周辺を「駅周辺活性化エリア」として設定しま
ア	ुव .
	狭山駅周辺は、地域のにぎわい生活利便性を高めるなど、活性化を図ります。
	大阪狭山市駅周辺は、市役所や文化会館等の公共施設が集積する地域として、
	人々が親しみ集える場となるよう、整備を進めます。
	金剛駅周辺は、都市のにぎわいと魅力あふれる場となるよう、商業・サービス業
	の集積と、都市型住宅の供給を図り、都市のにぎわい空間の形成を図ります。
狭山ニュータウン	狭山ニュータウン及びその周辺を「狭山ニュータウン地区活性化エリア」として
地区活性化エリア	設定し、狭山ニュータウン地区活性化指針に基づいた取組みを進めます。また、市
	全体に比べ、高齢化率が高いことから、若年層の流入を促す視点で、住宅や土地の
	流動性を高める取組みを進めます。
	近畿大学病院等の移転や帝塚山学院大学狭山キャンパスの泉ヶ丘キャンパスへ
	の統合によって生まれる跡地やその周辺について、本市と地権者にとって望ましい
	土地利用をめざします。

# ■都市構造図



# 5. 施策の大綱

本市の将来像の実現に向けて、5つのまちづくりの目標と、このまちづくりの目標を実現するための 施策の推進を下支えする横断的な目標をあわせ、6つの施策の大綱を定めます。

施策の推進に向けては、市政推進の両輪である市民と行政の役割として、市民参加(協働)の推進やコミュニティ活動の促進といった「市民とともにつくる参画と協働のまちづくり」と、広報の充実、都市魅力の発信などの「情報共有と発信の充実」や、公共施設マネジメントの推進、人材の育成と活用、広域連携の推進などの「持続可能な行財政運営」を取組みとして掲げています。

# 《市の将来像》

水・ひと・まちが輝き みんなの笑顔を未来へつなぐまち ~みんなでつくる おおさかさやま~



# 《施策の大綱》

- ■子どもや若者の未来が輝くまちづくり
- ■健康でいきいきと暮らせるまちづくり
- ■自然と調和した活力のある快適なまちづくり
- ■豊かな心と文化を育むまちづくり
- ■安全で安心できるまちづくり



# ■施策の推進に向けて

市民とともにつ くる参画と協働 のまちづくり

情報共有と発信の充実

持続可能な行財 政運営

# 1. 子どもや若者の未来が輝くまちづくり

安心して子どもを生み育て、健やかに成長することができる環境づくりに努めるとともに、子どもが夢や希望を抱き、未来に向かって挑戦できる生きる力を育む教育の充実や、学校園・家庭・地域との連携による地域ぐるみの子育て・教育に取り組むことによって、次代を担う人材が育つまちをめざします。

また、子どもや若者の健全な成長を地域で支えるとともに、悩みや不安を抱えた子どもや若者に寄り添うまちをめざします。

# 2. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健、福祉、医療の連携を図り、総合的に施策を展開するとともに、人々が互いを認め合い、つながり、支え合うことで、障がいの有無や年齢にかかわらず、子どもから高齢者まですべての市民が、住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせるまちをめざします。

# 3. 自然と調和した活力のある快適なまちづくり

道路や公園、上下水道などの都市基盤の整備や維持管理、公共施設の長寿命化を計画的に進めるとともに、市民や地域のニーズに応じたコンパクトで持続可能なまちをめざすことにより、快適で魅力ある住環境を形成します。また、地域社会を支える産業の活性化を図ることにより、活力とにぎわいのあるまちをめざします。

さらに、狭山池を中心とした水とみどりのネットワークの形成を図ることにより、人と自然が共生するまちをめざすとともに、市民や事業者と行政が協働し、環境負荷の低減に取り組むことによって、低炭素社会・循環型社会の構築をめざします。

# 4. 豊かな心と文化を育むまちづくり

活発な文化・スポーツ活動を支える環境整備など、市民文化の振興を図るとともに、歴史文化遺産の保存や活用、心身の健康づくりや生涯を通して学べる環境づくりを進めるなど、誰もが心豊かに暮らせるまちをめざします。

また、一人ひとりの人権平和が尊重され、年齢や性別、国籍などの違いにとらわれず、共に生きる まちをめざします。

#### 5. 安全で安心できるまちづくり

防災、防犯、救急救命などの「公助」を充実するとともに、自分の命は自分で守る「自助」と地域で支え合う「共助」の精神を一人ひとりが持ち、さまざまな危機に対する知識と備えを身に付けるための支援を進めることにより、安全で安心に暮らせるまちをめざします。

### 6. 施策の推進に向けて

市民自治の基本原則である「人権の尊重」、「情報共有」、「参画」、「協働」に基づく市政運営を推進するとともに、地域コミュニティの活性化に向けた取組みを推進します。

また、持続可能な行財政運営を推進していくために、限られた経営資源を最大限に活用して、都市 魅力の向上、資産の有効活用、人材の育成、広域連携の推進などの施策を推進します。

# 基本計画

## 序章 基本計画の内容

## 1 施策体系と施策の見方

#### (1) 施策体系

基本計画は、5つのまちづくりの目標とそれを実現するための施策の推進を下支えする横断的な目標からなる6つの施策の大綱と22の施策で構成します。

施策の大綱(まちづくりの目標)	施策
	①安心して子育てができる環境づくり
子どもや若者が輝くまちづくり	②子育て支援の充実
	③青少年や若者の健全育成
	④地域福祉の推進
	⑤健康づくりや医療体制の整備
健康でいきいきと暮らせるまちづくり	⑥高齢者が安心して暮らせる地域づくり
	⑦障がいがある人の自立と社会参加の促進
	⑧社会保障制度の安定的な運営
	⑨快適で魅力ある都市空間の形成
	⑩便利で快適な道路交通環境の形成
自然と調和した活力のある快適なまちづくり	⑪水とみどり豊かなうるおいのある環境づくり
	⑩地域から始める地球にやさしい環境づくり
	⑬産業の振興によるにぎわいの創出
	⑭生涯学べる環境づくり
豊かな心と文化を育むまちづくり	⑤市民文化・歴史文化の振興
	⑯互いに人権を尊重する共生社会づくり
	⑰防災・防犯対策の強化
安全で安心できるまちづくり	⑱消防・救急体制の強化
	⑩安心できる消費生活の支援



まちづくりの目標を実現するための施策の推進を下支え

施策の大綱(横断的な目標)	施策の大綱(横断的な目標) 施策 施策	
	②市民とともにつくる参画と協働のまちづくり	
施策の推進に向けて	②情報共有と発信の充実	
	②持続可能な行財政運営	

#### (2) 施策の見方

各施策の内容を以下のような構成でとりまとめています。

分野別のまちづくり の方向を示します

施策の内容を示しま す

## 施策の大綱 1. 子どもや若者の未来が輝くまちづくり

施策2. 生きる力を伸ばす教育環境づくり

#### 将来あるべき姿(めざす方向性)

施策によって実現を めざす将来あるべき 姿です 子どもが夢や希望を抱き、未来に向かって挑戦できる生きる力を身につける教育を推進し、次代を担う人材が育つまちをめざします。

学校園施設の整備や児童生徒への安全で安心な学校給食の提供など、教育環境が充実したまちをめざします。

#### 施策の背景(現状、課題、社会潮流)

施策を展開するにあ たって踏まえておく べき現状、課題、社 会潮流です これからの社会は、グローバル化や技術革新の進展により、変化の激しい、先行き不透明な時代となっています。このような社会を子どもたちが生き抜くには、社会がどのように変化しよっとも自ら課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力が必要です。また、教育課題は複雑化・困難化してきており、教育の直接の担い手である教職員に求められる役割も多様化しています。

子どもたちが夢や希望を持って生き生きと学ぶためには、安全で安心して学習できることを前提に、一人ひとりに個別最適化された学びの実現に向けた ICT 教育の推進や、よりきめ細やかな質の高い教育をめざした少人数学級制の導入など、時代の変化に対応した教育環境の整備が必要です。そのためには、学校施設の安全性の確保と防災機能の強化や安全で安心な学校給食の提供、新しい時代に求められる学習に必要な教材の整備等が必要です。

さらに、地域社会のつながりや支えあいの希薄化により、社会の教育力は低下し、子育て家庭の孤立化、学校が抱える課題の困難化が進んでいます。子どもを中心に、地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来の子どもたちの成長を支えるための基盤づくりがより一層必要となっています。

施策を効率的・効果 的に展開するために 特に連携して進める 主な施策を示します

#### 施策連携

大綱	施策	連携する施策
1	1	安心して子育てができる環境づくり
1	3	子どもや若者の健全育成
2	7	障がいがある人の自立と社会参加の促進

施策に関連する主な 分野別計画等です

#### 分野別計画等

- ●教育振興基本計画(令和 2~6 年度)
  - ●子ども・子育て支援事業計画(令和 2~6 年度)

施策について行政が 取り組む内容です

取組内容と主な SDGs の目標との 関連を示します

SDGs のゴールを達成するための施 策について参考資料に示します 取組内容と重点施策の関連 を示します

#### 行政の取組内容

取組内容	SDGs	重点施策
(1) 学ぶ力・生きる力を育む教育の推進	4 質の高い教育を ジェンダー平等を 実現しよう	I - ②
学習意欲に支えられた子ども主体の授業づくりや人権教育の充実を		
通して、自ら学び、ともに育つ教育を推進します。子どもの学力向上や	10 人や国の不平等 16 平和と公正を をなくそう 16 すべての人に	
現代的な課題への対応に係る教職員研修の実施を通して、教職員の資質	TO EXCES TO TAKEOUR	
向上を図ります。また、専門的な人材の活用を進め、子どもの成長を、		
組織的に支援できる体制を整えます。さらに、家庭学習を支援する施策		
を推進し、自己学習力を確立します。		
(2) 教育環境の整備・充実	<b>2</b> 鉄鉄を 4 数の高い教育を 4 みんなに	I -2
子どもに対する良好な教育環境の整備を進め、防災面にも配慮した学		
校園施設の計画的な整備・改修を行い、快適な学習・生活空間を確保す	11 住み続けられる まちづくりを	
るとともに、時代の変化に対応した設備・備品などの充実を図ります。	## A	
発達段階に応じた食生活は、児童生徒の健全な心身の発達に寄与する		
ため、栄養バランスの取れた学校給食の充実を図ります。また、食物ア		
レルギー対応など、安全・安心な学校給食の提供に努めます。		
(3) 学校園・家庭・地域の連携の推進	4 質の高い教育を みんなに	I -2
学校園・家庭・地域が連携し、社会全体で子どもたちの育ちを支える		
という観点から、コミュニティ・スクール制度の導入や、地域学校協働		
本部の体制づくりを進め、地域とともにある学校園づくりを推進しま		
す。		

#### 市民・事業者の取組内容

市民 ● 義務教育の第一義的責任者は保護者であるという自覚と責任を持ち、子どもを育てます。

●PTA活動、学校行事など学校園のさまざまな活動に積極的に参加します。

事業者 ●地域の一員として、良好な教育環境を支えます。

施策の展開 にあたっま者 が取り組む 内容を示し ます

#### 進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値 (R1)	目標値 (R7)	目標値 (R12)
地域学校協働活動参加者数 (学校園の授業等への外部人材参加者数)	517人	530人	540 人
コミュニティ・スクール導入校数	0 校	10 校	10 校

施策の進捗 状況を測る 主な指標を 示します

#### 市民意識の主な指標

指標名	現状値 (R1)		目標 (R12)
「小学校や中学校での学力向上に関する施 策は充実している」と思う市民の割合	34.4%	$\Rightarrow$	<b>*</b>

施策に関す る市民意識 についての 主な指標を 示します

### 2 地方創生に向けた取組み

#### (1)地方創生をめぐる動き

わが国は、平成 20 年(2008 年)をピークとして人口減少局面に入っており、世界に先駆けて日本が直面する人口減少、少子高齢化という課題に対し、政府一体となって取り組み、将来にわたって活力ある日本社会を維持する観点から、平成 26 年(2014 年)9月にまち・ひと・しごと創生本部が設置され、同年 11月 28日に、まち・ひと・しごと創生法(平成 26年法律第 136号。以下「法」という。)が制定され、同年 12月 27日に、人口の現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」(以下「国の長期ビジョン」という。)及び、今後 5 か年の政府の施策の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「国の総合戦略」という。)が閣議決定されました。

これを受けて、地方公共団体においては、国の長期ビジョン及び国の総合戦略を勘案して、地方公共団体における人口の現状と将来の展望を提示する「地方人口ビジョン」及び、地域の実情に応じた今後5か年の施策の方向を提示する「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「地方版総合戦略」という。)の策定に努めることとなり、本市においても、平成28年(2016年)3月に、「大阪狭山市総合戦略」を策定し、地方創生を成し遂げるための施策を推進してきました。

その後、国においては、令和元年(2019年)6月21日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」における「第2期に向けての考え方」において、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の下に今後5年間の基本目標や施策を総合戦略に掲げて実行する現行の枠組みを引き続き維持するとともに、新たに「多様な人材の活躍を推進する」、「新しい時代の流れを力にする」の2つの横断的な目標を追加した第2期総合戦略を策定し、地方創生のより一層の充実・強化に取り組んでいくこととされました。

地方公共団体においても、各地域の平成 26 年(2014年)以降の状況変化などを踏まえて、第 2 期「地方版総合戦略」の策定及び「地方人口ビジョン」の改定を行う必要があるとされました。

これを受けて大阪狭山市においても、平成 28 年(2016 年)に策定した「大阪狭山市総合戦略」の 改定を行うこととしました。改定にあたっては、現行の計画期間が令和元年度(2019 年度)に終了す ることとなっていましたが、その計画期間を令和 2 年度(2020 年度)まで 1 年延長し、令和 3 年度(2021 年度)から令和 7 年度(2025 年度)までを計画期間とする第 2 期大阪狭山市総合戦略の取組みについ ては、本総合計画と一体的に検討することとしました。

#### (2)重点施策

基本計画に掲げる 22 の施策のうちから、地方創生を成し遂げていくために重点的に取り組む施策を抽出し、次の4つの柱のとおり重点施策として位置付けるとともに、第 2 期の国の総合戦略を踏まえ、横断的視点として、2 つの視点を掲げることとします。1 つ目の横断的視点として、多様な人材が活躍

できる環境や活気あふれる地域をつくるため「多様な人材の活躍を推進する」を掲げ、2つ目の横断的 視点として、地域における未来技術(Society5.0の実現に向けた技術)の活用や、持続可能な開発目標 (SDGs)の理念に沿って施策を進めるため「新しい時代の流れを力にする」を掲げます。

なお、これらは、総合戦略の基本目標及び横断的視点に相当します。

#### ◆重点施策◆

【重点施策】 総合戦略基本目標	【重点取組】	<b>=</b> 1.5 4. 4. 1.	的視点】 横断的視点
■ 重点施策 I ■ 出産・子育てを支援して若い世代の定	①出産・子育ての支援	横	横
□ 山産・子育でを交接して石い直代の定 ■ 住を促す	②教育環境の充実	多様ない	新断し
	①地域コミュニティの強化による安全・安心のまちづくり	が様な人	い視し
┃ 重点施策 II   安心して暮らし続けられる環境を整える	②誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり	】人点 】材Ⅰ	時点
	③誰もが安全で安心して暮らせる持続可能なまちづくり		の流
重点施策Ⅲ	①地域資源を活かしたまちの魅力強化	の活躍を推進す	h
まちの魅力を高めて人を呼び込む	②地域の活力を活かした安心して転入できる環境の整備	「を □ 推	- を - 力
	①地域産業の活性化	進	してす
┃ 重点施策IV ┃ 地域経済を活性化して雇用を確保する	②若者や女性などへの就労支援	。   る	์ อ
- 2- ※はないでは「エロンで産用で解析)	③地域産業の魅力向上		

#### ◆総合計画の施策と重点施策の関係〔連携する主な施策〕◆

	# T 10 W A = 1 To					重点	施策				
	第五次総合計画		I		П		Ш		IV		
【施策の大綱】	【施策】	1	2	1	2	3	1	2	1	2	3
子どもや若者の	安心して子育てができる環境づくり	•									
未来が輝く	生きる力を伸ばす教育環境づくり		•								
まちづくり	子どもや若者の健全育成									•	
	地域福祉の推進				•						
健康でいきいきと	健康づくりや医療体制の充実				•						
暮らせる	高齢者が安心して暮らせる地域づくり				•						
まちづくり	障がいがある人の自立と社会参加の促進				•						
	社会保障制度の安定的な運営										
	快適で魅力ある都市空間の形成					•					
自然と調和した	便利で快適な道路交通環境の形成					•					
活力のある	水とみどり豊かなうるおいのある環境づくり	•					•				
快適なまちづくり	地域から始める地球にやさしい環境づくり										
	産業の振興によるにぎわいの創出						•		•	•	•
豊かな心と文化	生涯学べる環境づくり				•						
を育む	市民文化・歴史文化の振興						•				
まちづくり	互いに人権を尊重する共生社会づくり										
± 4 - ± 3 - ±	防災・防犯対策の強化			•							
安全で安心できるまちづくり	消防・救急体制の強化										
	安心できる消費生活の支援										
歩年の世帯に立	市民とともにつくる参画と協働のまちづくり			•							
施策の推進に向けて	情報共有と発信の充実							•			
., .	持続可能な行財政運営					•					

第1章	子どもや若者の未来が輝くまちづく	(り
-----	------------------	----

## 施策の大綱 1. 子どもや若者の未来が輝くまちづくり

### 施策 1. 安心して子育てができる環境づくり

#### 将来あるべき姿(めざす方向性)

安心して子どもを産み育てられる環境が整った、子育てにやさしいまちをめざします。

#### <u>施策の</u>背景(現状、課題、社会潮流)

核家族化が進行する中で、子どもや子育て世帯を取り巻く環境は厳しくなってきており、子育てに対する不安やストレス等による児童虐待を防止するとともに、より安心して子どもを産み育てられる環境をつくるため、相談や子育て支援への施策の充実などが求められています。

また、女性の社会参画の進展による共働き世帯の増加に伴い、保育ニーズが高まり、保育の提供体制を整備していく必要があります。あわせて、放課後児童会の需要も依然として高い状態にあり、受入体制の整備を進める必要があります。

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる大切な時期であり、この時期における教育・保育は、子どもの心身の健やかな成長を促すうえで、大変重要な役割を担っていることから、幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育施設がそれぞれの特色を活かしながら、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育を効果的に提供する体制づくりを引き続き進める必要があります。

子ども医療やひとり親家庭医療などの子育て支援に係る福祉医療費助成制度について、引き続き、適正な運営に努める必要があります。また、ひとり親家庭が安心して生活できるよう、経済面をはじめとする自立支援も求められています。

### 施策連携

大綱	施策	連携する施策
1	2	生きる力を伸ばす教育環境づくり
2	7	障がいがある人の自立と社会参加の促進
4	16	互いに人権を尊重する共生社会づくり

#### 分野別計画等

●教育振興基本計画(令和 2~6 年度) ●子ども・子育て支援事業計画(令和 2~6 年度)

取組内容	SDGs	重点施策
(1)安心して子どもを産み育てられる環境づくり	3 すべての人に 健康と福祉を	I - 1
妊娠・出産・育児に関する情報提供や相談・個別訪問など、産前・産	_4/•	
後の切れ目のない支援を進めるとともに、妊産婦や乳幼児の健康を確保	<b>* * * * * * * * * *</b>	
するための取組みを充実します。		
楽しく子育てができるように、保護者同士が気軽に情報交換や交流で		
きる場を提供するとともに、認定子育てサポーターの活用等により、地		
域で親子を支える仕組みづくりを進めます。		
(2) 子育て支援の充実	3 すべての人に 11 住み続けられる まちづくりを	I - 1
子ども医療、ひとり親家庭医療など、子育て支援に係る福祉医療費助	<u></u> ^∧∕• \	
成制度の適正な運営に努めます。		
ひとり親家庭への日常生活支援・就労支援など、支援メニューの充実	16 平和と公正を すべての人に	
を図ります。		
一時保育や延長保育、病後児保育など、きめ細やかな保育サービスを		
提供し、子どもの健やかな育ちと、保護者の子育てと仕事の両立を支援		
します。		
放課後児童会を安全かつ快適に利用できるよう施設を適正に維持管		
理するとともに、支援員の確保及び研修実施による資質向上を図りなが		
ら、安定した放課後児童会の運営に努めます。また、放課後児童会に入		
会する必要がある児童の受け皿拡大のため、必要経費の一部を補助する		
など、民間活力のさらなる導入を推進します。		
子育てに関する情報が容易に入手できるよう、子育て情報アプリなど		
を活用した情報提供の充実に努めます。		
(3)教育・保育の充実	3 すべての人に 4 質の高い教育を みんなに	I - 1
幼稚園、保育所、認定こども園等における質の高い教育・保育の提供	i	
体制を計画的に整備するとともに、教育・保育環境の充実に努めます。		

## 市民・事業者の取組内容

	●保護者同士の交流による育児ネットワークづくりや子育て講座などに参加し、子育て支援┃
	の輪を広げるとともに、さまざまな子育て支援事業や制度を活用し、子どもを育てます。
市民	●保護者が子育てについて、第一義的な責任を担い、安心して子どもを育てられるよう、地
	域ぐるみで子育て家庭を支えます。
	●子育て情報アプリなどを利用し、子育てに関する情報を入手します。
事業者	●育児休業の取得促進を図るなど、子育てと仕事の両立に向けた支援をします。
	●一時保育や延長保育、病後児保育など、きめ細やかな保育サービスを提供します。
	●独自性を発揮しながら、より一層の児童の放課後の居場所づくりに努めます。
	●質の高い教育・保育提供体制の充実に努め、子育てと仕事の両立を支援します。

## 進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値	目標値	目標値
担保石	(R1)	(R7)	(R12)
認定子育てサポーター登録者数 <sup>※</sup>	102人	120人	125人
民設民営放課後児童会の受入児童数 <sup>※</sup>	37人	90人	100人
保育所等待機児童数 <sup>※</sup>	24 人	0人	0人

<sup>※</sup>上記の指標の基準値(R1)は、令和2年4月1日現在です。

指標名	現状値 (R1)		目標 (R12)
「子育てのしやすいまち」と思う市民の割合	64.4%	$\Rightarrow$	

## 施策の大綱 1. 子どもや若者の未来が輝くまちづくり

### 施策 2. 生きる力を伸ばす教育環境づくり

#### 将来あるべき姿(めざす方向性)

子どもが夢や希望を抱き、未来に向かって挑戦できる生きる力を身につける教育を推進し、次代を担 う人材が育つまちをめざします。

学校園施設の整備や児童生徒への安全で安心な学校給食の提供など、教育環境が充実したまちをめざします。

#### 施策の背景(現状、課題、社会潮流)

これからの社会は、グローバル化や技術革新の進展により、変化の激しい、先行き不透明な時代となることが予想されています。このような社会を子どもたちが生き抜くには、社会がどのように変化しようとも自ら課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力が必要です。また、教育課題は複雑化・困難化してきており、教育の直接の担い手である教職員に求められる役割も多様化しています。

子どもたちが夢や希望を持って生き生きと学ぶためには、安全で安心して学習できることを前提に、一人ひとりに個別最適化された学びの実現に向けた ICT 教育の推進や、よりきめ細やかな質の高い教育をめざした少人数学級制の導入など、時代の変化に対応した教育環境の整備が必要です。そのためには、学校施設の安全性の確保と防災機能の強化や安全で安心な学校給食の提供、新しい時代に求められる学習に必要な教材の整備等が必要です。

さらに、地域社会のつながりや支えあいの希薄化により、社会の教育力は低下し、子育て家庭の孤立化、学校が抱える課題の困難化が進んでいます。子どもを中心に、地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来の子どもたちの成長を支えるための基盤づくりがより一層必要となっています。

### 施策連携

大綱	施策	連携する施策
1	1	安心して子育てができる環境づくり
1	3	子どもや若者の健全育成
2	7	障がいがある人の自立と社会参加の促進

#### 分野別計画等

●教育振興基本計画(令和 2~6 年度) ●子ども・子育て支援事業計画(令和 2~6 年度)

取組内容	SDGs	重点施策
(1) 学ぶ力・生きる力を育む教育の推進	4. 質の高い教育を みんなに 5 ジェンダー平等を 実現しよう	I - ②
学習意欲に支えられた子ども主体の授業づくりや人権教育の充実を		
通して、自ら学び、ともに育つ教育を推進します。子どもの学力向上や	10 人や図の不平等 16 平和と公正を をなくそう 16 すべての人に	
現代的な課題への対応に係る教職員研修の実施を通して、教職員の資質	10 \$4\(\frac{1}{2}\)	
向上を図ります。また、専門的な人材の活用を進め、子どもの成長を、		
組織的に支援できる体制を整えます。さらに、家庭学習を支援する施策		
を推進し、自己学習力を確立します。		
(2)教育環境の整備・充実	<b>2</b> 頻鏡を <b>4</b> 質の高い教育を みんなに	I -2
子どもに対する良好な教育環境の整備を進め、防災面にも配慮した学		
校園施設の計画的な整備・改修を行い、快適な学習・生活空間を確保す	11 住み続けられる まちづくりを	
るとともに、時代の変化に対応した設備・備品などの充実を図ります。	## abjocys	
発達段階に応じた食生活は、児童生徒の健全な心身の発達に寄与する		
ため、栄養バランスの取れた学校給食の充実を図ります。また、食物ア		
レルギー対応など、安全・安心な学校給食の提供に努めます。		
(3)学校園・家庭・地域の連携の推進	4. 質の高い教育を みんなに	I -2
学校園・家庭・地域が連携し、社会全体で子どもたちの育ちを支える		
という観点から、コミュニティ・スクール制度の導入や、地域学校協働		
本部の体制づくりを進め、地域とともにある学校園づくりを推進しま		
す。		

## 市民・事業者の取組内容

+	●義務教育の第一義的責任者は保護者であるという自覚と責任を持ち、子どもを育てます。
市民	●PTA 活動、学校行事など学校園のさまざまな活動に積極的に参加します。
事業者	●地域の一員として、良好な教育環境を支えます。

## 進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値	目標値	目標値
担你但	(R1)	(R7)	(R12)
地域学校協働活動参加者数	F17	F20	E40
(学校園の授業等への外部人材参加者数)	517人	530 人	540 人
コミュニティ・スクール導入校数	0 校	10 校	10 校

15. 插力	現状値		目標
指標名	(R1)		(R12)
「小学校や中学校での学力向上に関する施	24.40/		
策は充実している」と思う市民の割合	34.4%	$\Rightarrow$	

## 施策の大綱 1. 子どもや若者の未来が輝くまちづくり

### 施策3. 子どもや若者の健全育成

#### 将来あるべき姿(めざす方向性)

すべての子どもや若者が健やかに育ち、地域社会の一員として、自立した社会生活を営むことができるまちをめざします。

#### 施策の背景(現状、課題、社会潮流)

核家族化や情報化、雇用形態の多様化、地域のつながりの希薄化など、子どもや若者を取り巻く環境が大きく変わるとともに、青少年問題も多様化・複雑化しています。

ニートやひきこもり、不登校などの青少年を取り巻く問題が深刻化し、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもや若者への支援のあり方が大きな課題となっています。経済的に困難な状況に置かれたことにより、さまざまな機会を奪われ、人生の選択肢を狭めてしまう可能性のある「子どもの貧困問題」への対応も課題となっています。

また、情報化社会の進展に伴い、スマートフォン等の情報端末を介して、子どもたちがインターネット上でのいじめ・非行・犯罪被害などさまざまなトラブルに巻き込まれるケースが増加しています。

子どもや若者の健やかな成長と社会的自立を実現するためには、社会環境の変化を踏まえ、学校園・家庭・地域がそれぞれの立場から責任を自覚し、相互に協力しながら、協働活動や体験活動等を通じて 人とのかかわり方を学ぶことができる、適切な環境づくり等を進めていくことが必要です。

本市では、地域の団体や個人のボランティアの協力のもと、学校園・家庭・地域と連携した事業を実施していますが、地域の人材の高齢化に加え、定年退職後も働く人が増加しており、地域活動の担い手が不足しています。地域社会全体で子どもや若者の育成を支援する環境の整備を進めるためには、今まで地域活動に関わったことがない人へのきっかけづくりや、人材育成に取り組む必要があります。

### 施策連携

大綱	施策	連携する施策
1	2	生きる力を伸ばす教育環境づくり
2	8	社会保障制度の安定的な運営
5	17	防災・防犯対策の強化

### 分野別計画等

●教育振興基本計画(令和2~6年度)

取組内容	SDGs	重点施策
(1) 青少年の健全育成の推進	4 質の高い教育を 11 住み続けられる まちづくりを	_
学校園・家庭・地域・警察など関係機関が連携し、青少年の非行防止		
にかかわる事業の充実に努めます。		
青少年の健全育成のため、市内全域、小学校区や中学校区などを単位	16 早和と公正を すべての人に	
に活動を展開している団体を支援することにより、担い手の育成に努め		
るとともに、世代間交流を促進します。		
各小学校での放課後の居場所づくりや、公民館、子育て支援・世代間		
交流センター(UP っぷ)などでの世代間交流に取り組む団体への支援		
を行うことにより、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりに努め		
ます。		
また、豊かな人間性や社会性を養うために、「上初湯川ふれあいの家」		
を活用し、宿泊や自然体験活動事業を行い、青少年の健全育成に取り組		
みます。		
(2) 若者の自立支援	8 働きがいも 2 性み続けられる まちづくりを	IV - ②
民間団体、地域が連携し、発見から相談、自立にいたるまで、総合的支		
援体制のネットワークづくりを推進します。		

## 市民・事業者の取組内容

市民	●親・教員に次ぐ「第三の保護者」である地域の大人として、青少年健全育成に参画します。
市民・ 事業者	●学校園・家庭・地域と連携し、健全育成のための環境づくりを進めます。

## 進捗状況を見る主な指標

<b>松栖</b> 春	基準値	目標値	目標値
指標名	(R1)	(R7)	(R12)
青少年野外活動広場利用者数(乳幼児及び小学生)	26,597 人	27,500 人	28,000 人
子どもの居場所づくり推進事業費補助件数	0 件	7件	10 件

指標名	現状値 (R1)		目標 (R12)
「学校・家庭・地域が連携して青少年の育成を見守っている」と思う市民の割合	42.8%	$\Rightarrow$	

# 第2章 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

## 施策の大綱 2. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

### 施策4. 地域福祉の推進

### 将来あるべき姿(めざす方向性)

市民が相互に支え合い、助け合うとともに、市民や行政、福祉サービス事業者などが連携・協働して、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちをめざします。

#### 施策の背景(現状、課題、社会潮流)

少子高齢化や都市化の進行とともに、人々の価値観や生活様式の多様化などが相まって、家庭や地域 におけるつながりや支え合いの力が弱くなってきています。

また、全国的に、令和7年(2025年)には、4人に1人が75歳に到達すると見込まれ、支援が必要な人を支える担い手不足や社会保障費の財源不足等が懸念されている「2025年問題」に直面するなど、福祉が抱える課題やニーズは多様化・複雑化しています。

これまでの公的な福祉サービスだけでは解決が難しい課題やニーズが増加傾向にあり、地域における 課題解決への期待が高まっています。

今後、これらの課題やニーズに対応していくためには、福祉分野においても、「支え手側」と「受け 手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を担い、支え合いながら、公的な福祉サービ スとも連携し、誰もが安心していきいきと暮らせる重層的な地域共生社会の実現につなげていく必要が あります。

### 施策連携

大綱	施策	連携する施策
1	1	安心して子育てができる環境づくり
2	6	高齢者が安心して暮らせる地域づくり
2	7	障がいがある人の自立と社会参加の促進
5	17	防災・防犯対策の強化

### 分野別計画等

●地域福祉計画(令和 2~6 年度)

取組内容	SDGs	重点施策
(1)地域で支えあう仕組みづくり	3 すべての人に 11 住み続けられる まちづくりを	II - 2
福祉の「支え手」と「受け手」が固定されず、誰もが地域で活動・活	-\\\ <b>→</b>	
躍できる仕組み・機会づくりに取り組むとともに、多様な主体が連携・	10 気候変数に	
協働できる仕組みづくりを推進します。	13 無快変動に 具体的な対策を	
また、災害等の非常時においては、地域の避難行動要支援者が制度の		
狭間に陥ることのないよう、引き続き、包括的な支援体制の構築を推進		
します。		
(2)地域福祉の担い手づくり	3 すべての人に 11 住み続けられる まちづくりを	<b>I</b> - ②
	_\\\\ <b>→</b>	
をめざす地域づくりを支援することにより、地域の活動に参加する市民		
を増やして、地域福祉の担い手づくりを推進します。		
(3) 高齢者や障がい者などにやさしい生活環境の整備	3 すべての人に 11 住み続けられる まちづくりを	<b>I</b> - ②
高齢者や障がい者を含むすべての市民が安心して快適に生活できる	_\\\ <b>→</b>	
よう、ハード(施設の改善など)・ソフト(人的支援など)の両面にお		
いてユニバーサルデザインによる福祉のまちづくりを推進します。ま		
た、高齢者や障がい者が家庭で自立した生活ができるよう、住宅改修等		
の助成を行います。		

## 市民・事業者の取組内容

市民	●地区福祉委員会やボランティア活動に参加し、地域での支えあい・助けあい活動に取り組
	みます。
事業者	●地域の一員として、福祉分野における社会貢献・地域貢献活動に取り組みます。

## 進捗状況を見る主な指標

比插力	基準値	目標値	目標値
指標名	(R1)	(R7)	(R12)
小地域ネットワーク活動のサロン活動 <sup>※</sup> 延べ参加者数	16,733 人	17,500 人	18,000 人
大阪狭山市社会福祉協議会でのボランティア登録者数	574 人	680 人	800人

<sup>※「</sup>小地域ネットワーク活動のサロン活動」とは、地域の一人暮らしの高齢者や障がい者、子育て中の親などの支援を必要とする人が 安全・安心に生活できるよう、各地区福祉委員が中心となって、市民が主体的に実践する支えあい、・助けあい活動の推進を図るもの であり、見守り訪問活動や食事サービス、高齢者や子育て中の親を対象としたサロン活動を示します。

指標名	現状値 (R1)		目標 (R12)
「地域のみんなで支えあう地域福祉の充実に満足している」と思う市民の割合	15.2%	$\Rightarrow$	

## 施策の大綱 2. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

#### 健康づくりや医療体制の充実 施策5.

### 将来あるべき姿(めざす方向性)

市民が主体となって、いきいきと楽しみながら、健康に暮らせるまちをめざします。

#### 施策の背景(現状、課題、社会潮流)

本市での死亡原因をみると、悪性新生物(がん)が死亡数の全体の3割以上を占め、これに心疾患、 肺炎、脳血管疾患が続いています。

各種がん検診の受診率向上に向け、さまざまな取組みを行っていますが、受診率については、現在は ほぼ横ばいの状態です。特にがん対策については、早期発見・早期治療が最も重要なことから、がん検 診の受診率の向上に向けた取組みと喫煙防止対策が重要となります。また、心疾患、脳血管疾患の予防 のためにも、高血圧、糖尿病等の重症化予防対策が必要となっています。

平成 28 年(2016年) 9 月末のデータ(大阪府から提供)によると、自立した生活ができる期間を示 す健康寿命は、男性 79.98歳、女性 83.49歳と年々延伸していますが、不健康な期間が男性 1.76年、 女性 4.28 年あり、今後も市民自らが主体となった健康づくりを、より一層支援していく必要がありま す。そのため、広報・啓発活動の充実をはじめ、生活習慣病やがんの対策、たばこ対策、運動の推進、 食育の推進等を学校園、家庭、地域、行政が連携して推進していく必要があります。

また、令和2年(2020年)に新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、国内においても、緊急 事態宣言が発令され、外出を自粛するなど、人々の生活が一変しました。 今後も、新型コロナウイルス や新型インフルエンザなどの感染症の予防や感染拡大防止に向けて、市民、事業者、行政が一体となり 取り組むとともに、迅速に対応する体制づくりが求められています。

さらに、令和6年(2024年)に近畿大学病院等の移転が予定されていますが、地域の医療機関や大 阪府、近隣市町村との連携により、将来にわたって安心な医療体制が確保する必要があります。また、 引き続き、初期救急医療をはじめとする医療体制の充実を図る必要があります。

### 施策連携

大綱	施策	連携する施策
1	1	安心して子育てができる環境づくり
5	18	消防・救急体制の強化

#### 分野別計画等

- ●健康大阪さやま21(平成 27~令和6年度) ●食育推進計画(令和 2~6 年度)
- ●自殺対策計画(令和元~5年度)

取組内容	SDGs	重点施策
(1)健康づくりの推進	2 飢餓を 3 すべての人に せいに 3 健康と福祉を	II - ②
市民の主体性を重視した健康づくりを推進するため、市民意識の啓発	_W\ <del>•</del>	
や健康情報の提供を実施するとともに、食生活の改善や運動、禁煙など、		
生活習慣病の発症や重症化の予防に取り組みます。		
疾病の予防や早期発見が大切であることの啓発や受診勧奨などによ		
り、各種健診やがん検診の受診率、予防接種の接種率の向上を図ります。		
こころの健康づくりを推進し、関係機関との連携、情報共有を図りな		
がら、自殺予防対策を進めます。		
新型コロナウイルスや新型インフルエンザなどの感染症の予防と感		
染拡大防止のための取組みを進めるとともに、迅速に対応するための体		
制の充実を図ります。		
(2) 医療体制の充実	3 すべての人に 健康と福祉を 11 住み続けられる まちづくりを	II - 2
近畿大学病院等の移転後も、地域の医療機関や大阪府、近隣市町村と	<i>-</i> ₩ <b>&gt;</b>   <b>_</b>	
連携し、将来にわたって安心な医療体制が確保できるよう努めます。ま		
た、初期救急医療体制の円滑な運営に努め、誰もが安心して診療を受け		
ることができる医療体制を構築します。		

## 市民・事業者の取組内容

	●健診(検診)を定期的に受け、生きがいのある生活や正しい食生活などの健康づくりに主
市民	体的に取り組み、生活習慣病の発症予防や重症化予防を図ります。また、感染症予防につ
	いての正しい知識を身につけ、主体的に取り組みます。
事業者	●特定健診やがん検診の受診を勧めるとともに、受動喫煙防止のため、敷地内禁煙や屋内禁
	煙など必要な対策に取り組みます。また、感染症予防や感染拡大を防止するための取組み
	を市民とともに進めます。

## 進捗状況を見る主な指標

15.抽力	基準値	目標値	目標値
指標名	(R1)	(R7)	(R12)
がん検診の受診率(大腸がん)(40~69歳)	15.9%	40%	50%
国民健康保険特定保健指導終了率	33.4%	60%	60%
ゲートキーパー養成研修延べ受講者数	97 人	350 人	500人

指標名 指標名	現状値		目標
担保石	(R1)		(R12)
「いつまでも元気で暮らせる健康づくりの推進	25 204	$\rightarrow$	
に満足している」と思う市民の割合	25.2%	$\Rightarrow$	

## 施策の大綱 2. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり 施策 6. 高齢者が安心して暮らせる地域づくり

#### 将来あるべき姿(めざす方向性)

いくつになっても住み慣れた地域で生きがいを持って、安心して暮らし続けられるまちをめざします。

#### 施策の背景(現状、課題、社会潮流)

「団塊の世代」が 75 歳以上となる令和7年(2025年)には、これまで国を支えてきた団塊の世代が給付を受ける側にまわることから、保健、医療、福祉、介護サービスへのニーズが高まり、社会保障費のさらなる増大が懸念されています。

このような背景の中、社会保障制度改革が進められており、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した生活を営むことができるよう、令和7年(2025年)までに医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。

介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して介護サービスを受けられるよう、柔軟かつ迅速なサービス提供体制の構築と、質の高い介護保険サービスを提供できるよう支援する必要があります。

#### 施策連携

大綱	施策	連携する施策
2	4	地域福祉の推進
2	5	健康づくりと医療体制の充実
4	14	生涯学べる環境づくり

### 分野別計画等

●高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(令和3~5年度)

取組内容	SDGs	重点施策
(1)地域での包括的な支援体制の充実	3 すべての人に 健康と福祉を 11 住み続けられる まちづくりを	II - 2
医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の各サービスが必要な人に		
行き届く地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センターを	V   N   N   N   N   N   N   N   N   N	
中心に、様々な関係機関が連携・協力しながら進めていきます。		
市民が安心して質の高い介護保険や保健福祉サービスを選択できる		
よう、地域密着型サービスをはじめとした介護保険サービスの充実に加		
え、医療と介護が連携したサービス提供体制の整備に引き続き取り組み		
ます。		
(2) 高齢者自立支援などの推進	3 すべての人に 健康と福祉を 11 生み続けられる まちづくりを	II - ②
市民一人ひとりが生涯健康でいきいきとした生活を送ることができ		
るよう、いきいき百歳体操をはじめ、市民の主体的な健康づくりを支援		
するとともに、ボランティア活動など、社会参加の機会の充実を図るこ		
とにより、活躍の場を提供します。		
認知症への正しい理解や早期からの適切な診断・対応を進めるととも		
に、認知症高齢者の家族に対する支援体制の充実など、本人や家族が安		
心して暮らせる環境づくりを進めます。		
成年後見人制度をはじめ、高齢者の権利擁護・虐待防止に向けた取組		
みを推進します。		

## 市民・事業者の取組内容

	●地域ぐるみで高齢者を支えるまちづくりをめざして、できる限り健康で自立した生活を送
市民	ることができるよう、地域住民による見守り活動等、支えあい機能の強化と介護予防への
	取組みを進めます。
市兴之	●高齢者の居場所づくりや、高齢者徘徊ネットワークなどに積極的に取り組み、高齢者が地
事業者	域で安心して暮らせるよう支援します。

## 進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値	目標値	目標値
担保石	(R1)	(R7)	(R12)
いきいき百歳体操事業の実施箇所数	27 箇所	41 箇所	50 箇所
認知症サポーター養成者数	8,728 人	15,200 人	20,200 人

七冊々	現状値		目標
指標名	(R1)		(R12)
「高齢者に安心な福祉サービスづくりに満足	17.00/		
している」と思う市民の割合	17.9%	$\Rightarrow$	

### 施策の大綱 2. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

### 施策7. 障がいがある人の自立と社会参加の促進

### 将来あるべき姿(めざす方向性)

障がいの有無に関係なく、すべての人にとって暮らしやすい、ともに生きるまちをめざします。

#### 施策の背景(現状、課題、社会潮流)

平成23年(2011年)に「障害者基本法」が改正され、障がい者の定義が見直されて以降、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に改正され、難病患者を障がい福祉サービスの対象に含めるなどの制度改正が行われました。

また、平成25年(2013年)6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が成立するなどの一連の法整備により、障がい者を取り巻く環境は大きく変化することとなりました。

さらに、近年、少子高齢化や核家族化とともに、障がい者数の増加と高齢化、障がいの重度化・重複化もみられ、障がい福祉のエーズは、より多様化する傾向にあることから、障がい者が自らの意思により地域で安心した生活を送ることができるまちを実現するために、障がい者を総合的に支援する体制の構築や障がい福祉サービス、障がい児通所支援などの量的・質的な充実が重要となっています。

重度障がい者の健康の保持及び生活の安定に寄与するため、重度障がい者医療費助成制度について、 引き続き適正な運営に努める必要があります。

### 施策連携

大綱	施策	連携する施策
1	1	安心して子育てができる環境づくり
1	2	生きる力を伸ばす教育環境づくり
2	4	地域福祉の推進
3	10	便利で快適な道路交通環境の形成
3	13	産業の振興によるにぎわいの創出
4	14	生涯学べる環境づくり

#### 分野別計画等

- ●障がい者計画(平成30~令和8年度)
- ●障がい福祉計画(令和3~5年度)
- ●障がい児福祉計画(令和3~5年度)

取組内容	SDGs	重点施策
(1) 障がい者の社会参加の促進	3 fべての人に 機康と福祉を 8 働きがいも 経済成長も	II - ②
障がい者が地域で活動できるよう、引き続き地域活動支援センターで		
の活動やスポーツ・レクリエーション活動、当事者団体の活動を支援す	10 人や国の不平等 11 住み続けられる まちづくりを	
るとともに、基幹相談支援センター等の相談支援事業による支援及び移		
動支援や手話通訳者の派遣などにより障がい者の社会参加を促進しま		
す。		
障がいがあっても働くことにより社会参加ができるよう、関係機関と		
の連携を図りながら、就労支援と障がい者雇用促進に向けた体制の整備		
や啓発活動を推進します。		
(2)障がい者福祉サービスの充実	3 すべての人に	II - ②
住み慣れた地域や家庭で安心して自立した日常生活を送れるよう、障		
がい福祉サービス及び障がい児通所支援サービス等の提供体制の充実		
を図るとともに、相談支援体制の強化に努め、障がいの状況に応じたき		
め細かな情報提供を行います。また、介護に係る家族の負担軽減のため、		
ショートステイの充実等に努めます。		
引き続き、重度障がい者医療費助成制度の適正な運営に努めます。		
(3) 障がい者理解の促進	3 すべての人に 4 質の痛い教育を みんなに	II - 2
障がい者に対する偏見や差別をなくし、障がいのある人もない人もと	<i>-</i> ₩•   <b>1</b>	
もに暮らすことができるよう、障がいや障がい者への理解を促進しま	10 Aや国の不平等 11 住み続けられる まちづくりを	
す。また、障害者差別解消法の施行に伴う市職員対応要領に基づき、相		
談体制の整備や研修・啓発に努めます。		

### 市民・事業者の取組内容

市民

●障がい者が地域の中で、安心していきいきと暮らせるよう、地域での支えあいに取り組みます。

## 進捗状況を見る主な指標

七冊々	基準値	目標値	目標値
指標名	(R1)	(R7)	(R12)
基幹相談支援センター等の相談支援事業の延べ利用人数	11,180 人	11,750 人	12,500 人
障がい者自立支援給付・障がい児通所給付延べ利用人数	11,960 人	15,000 人	19,000 人

指標名	現状値 (R1)		目標 (R12)
「障がい者の自立や社会参加を支える福祉サービスづくりに	12.9%	$\Rightarrow$	
満足している」と思う市民の割合	12.9%	$\rightarrow$	

## 施策の大綱 2. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

### 施策 8. 社会保障制度の安定的な運営

#### 将来あるべき姿(めざす方向性)

すべての人の安定した生活と自立を支援するまちをめざします。

### 施策の背景(現状、課題、社会潮流)

国民健康保険は、少子高齢化が進む中、被保険者が後期高齢者医療制度へ移行していくため減少しており、安定的な制度運営のため、更なる医療費の適正化や収納率向上への取組みが求められています。 平成 30 年(2018 年) 4 月 1 日に国民健康保険制度は、事業の安定化のため都道府県単位に広域化され、本市も大阪府と共同保険者となり、大阪府が策定した国民健康保険運営方針に基づき運営することとなりました。今後、運営していく中で生じる課題等を大阪府や各市町村とともに、整理・改善していく必要があります。

国民年金については、年金制度を適正に運用するため、普及啓発による加入の促進や相談業務の充実に取り組む必要があります。

本市における生活保護世帯数は、近年、概ね横ばいで推移していますが、高齢者世帯が増加傾向にあり、医療扶助費、介護扶助費の上昇が見込まれます。就労可能な稼動年齢層がいる世帯に対しては、ハローワークなどと連携して自立に向けた就労支援を進める必要があります。生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮世帯に対しては、自立相談支援を実施し、自立した生活を支援・援助しています。また、ひきこもりの期間が長期化することにより、親子とも高齢化し困窮に陥る、いわゆる「8050 問題」など、地域に潜在する生活困窮者の実態を把握し、関係機関と連携を図りつつ、支援していく必要があります。

### 施策連携

大綱	施策	連携する施策
1	3	子どもや若者の健全育成
3	13	産業の振興によるにぎわいの創出

#### 分野別計画等

- ●国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)(平成30~令和5年度)
- ●国民健康保険特定健康診査等実施計画(平成30~令和5年度)

取組内容	SDGs	重点施策
(1) 国民健康保険制度の充実	3 すべての人に	## <del></del>
国民健康保険制度の安定的な運営のため、医療費の適正化と財源確保	-~\/ <b>→</b>   <b>_</b> ■	
に努め、セーフティネットとして市民の生活を支えます。	V   Injure	
(2) 国民年金制度の促進	3 すべての人に	no
年金制度への理解を深めるため、広報活動や年金相談の充実を図りま	▎▃⋈❖▎▗▋▋	
す。未加入者への加入勧奨を行い、保険料未納による無年金者の防止に	V   I   I   I   I   I   I   I   I   I	
努めます。		
(3)生活保護受給者、生活困窮者の支援	1 貧困を 3 すべての人! 健康と福祉	
生活保護受給者に対し、その困窮の程度に応じた保護を受けることが	/ñ <del>∖∳∳</del> ċñ <i>─</i> ∕√	<b>~</b>
できるよう、生活保護制度を適正に運用するとともに、自立した生活が	11 住み続けられる まちづくりを	
営めるようさまざまな阻害要因を個別に調査・分析し、解消するよう適	# A	
切な支援を行います。	<b>⋒</b>	
生活困窮者に対し、日常生活や社会生活における自立を支援するため		
に、自立相談支援事業と家計改善支援事業、就労準備支援事業や一時生		
活支援事業を行うとともに、生活困窮世帯、被保護世帯の子どもに対し		
ては、貧困の連鎖を断ち切るために、学習支援事業など、きめ細やかな		
支援を行います。		

## 市民・事業者の取組内容

市民	●国民健康保険制度について理解を深め、保険料を納め、必要な保険給付を適切に受けます。
事業者	●行政と連携し、質の高い社会保障サービスの提供に努めます。

## 進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値	目標値	目標値
担保石	(R1)	(R7)	(R12)
国民健康保険料収納率	93.64%	94.32%	94.57%

七冊々	現状値		目標
指標名	(R1)		(R12)
「セーフティネットとしての社会保障の充実	13.1%	<b>-</b>	
に満足している」と思う市民の割合	13.1%	$\Rightarrow$	

第3章	自然と調和した活力のある快適なまちづくり

## 施策の大綱 3. 自然と調和した活力のある快適なまちづくり

施策 9. 快適で魅力ある都市空間の形成

### 将来あるべき姿(めざす方向性)

誰もが安全・安心で快適に住み続けられる魅力あるまちをめざします。

### 施策の背景(現状、課題、社会潮流)

これまで、計画的な市街地整備等により良好な住環境が形成されてきましたが、少子高齢化や人口減少、生活の多様化など、都市を取り巻く環境が大きく変化しています。今後のまちづくりにおいては、変化する社会情勢を見据え、市民ニーズ、地域の特性に応じたコンパクトで持続可能な都市づくりが必要です。

道路、公園、上下水道施設など、公共施設の維持管理、更新、長寿命化を引き続き計画的に進めるとともに、近年多発している地震、台風、豪雨などの自然災害が甚大化している中、災害に強いまちづくりを進める必要があります。

無秩序な市街化を抑制するとともに、土地利用、区域区分のあり方や都市空間の形成・手法について検討し、「都市計画に関する基本的な方針」(都市計画マスタープラン)の策定、また、それに基づいたまちづくりに取り組む必要があります。

既存民間建築物の耐震化、空き家の適切な管理や利活用の推進、農地等みどりのあり方等について検討を進めるとともに、狭山ニュータウン地区をはじめ、地域ごとの特性を生かした取組みを検討する必要があります。

安全・安心・快適な魅力あるまちづくりを進めるために、公民連携による民間活力の導入、AIや IoT、 ビッグデータの活用など、最新技術の導入も踏まえた取組みを進める必要があります。

水道事業を取り巻く環境は大きく変化しており、少子高齢化の進行による人口構成の変動、節水機器の普及や節水意識の定着など、循環型節水社会への移行などにより、水需要が落ち込み、有収水量が減少し、給水収益も年々減少しています。一方で、昭和 40 年代に布設した送配水管などの老朽化に伴い、管路の更新と耐震化について、引き続き取り組む必要があることから、財政的な負担は次第に大きくなってきています。こうした状況を踏まえ、令和 3 年度から大阪広域水道企業団と水道事業を統合し、広域連携を推進するとともに、運営基盤強化に向けた取組みを進めます。

#### 施策連携

大綱	施策	連携する施策	
3	10	便利で快適な道路交通環境の形成	
3	11	水とみどり豊かなうるおいのある環境づくり	
5	17	防災・防犯対策の強化	

### 分野別計画等

- ●都市計画マスタープラン(平成23~令和3年度)
- ●建築物耐震改修促進計画(平成30~令和9年度)
- ●狭山ニュータウン地区活性化指針(令和元~10年度)
- ●空家等対策計画(令和元~10年度)
- ●みどりの基本計画(平成30~令和9年度)
- ●水道ビジョン(平成27~令和6年度)

取組内容	SDGs	重点施策
(1)魅力あるまちづくりの推進 社会経済情勢の変化を見据え、「都市計画に関する基本的な方針」(都	9 産業と技術革新の 11 住み続けられる まちづくりを	II - 3
市計画マスタープラン)を策定し、それに基づいたまちづくりを進めま		
す。		
また、市民ニーズや地域の特性に応じ、公民連携による民間活力の導		
入、AI や IoT などの最新技術の導入も踏まえた、コンパクトで持続可		
能なまちづくりを進めます。		
(2) 地域の特性に応じたまちづくりの推進	11 住み続けられる まちづくりを 15 使の豊かさも すろう	<b>I</b> -3
市街化区域においては、計画的な整備により、良好な住環境の維持・		
保全に取り組みます。また、農地やみどりが残る市街化調整区域におい		
ては、市街化を抑制するという基本理念を堅持しつつ、市民ニーズや地		
域の特性に応じた柔軟なまちづくりを進めます。		
(3)安全・安心な住環境の維持・保全	11 住み続けられる まちづくりを	Ⅱ-③
安全・安心な住環境を維持・保全するため、既存民間建築物の耐震化		
の促進に取り組みます。また、地域の住環境に影響を及ぼす管理不全な		
空き家の発生抑制、適正な管理や利活用の促進など、空き家対策に取り		
組みます。		
(4)安全で安定した水の供給	6 安全な水とトイレ 11 住み続けられる を世界中に まちづくりを	_
大阪広域水道企業団との水道事業の統合により、アセットマネジメン		
ト手法を活用した中長期的財政収支の見通しに基づく水道施設の更新、		
災害リスクに備えた耐震化を計画的かつ効率的に実行し、持続可能な水		
道事業の実現をめざします。また、事業コストや経営効率化の取組み、		
料金の仕組みなどについて広報誌やホームページにて情報提供するこ		
とで、事業の透明性を確保します。		

## 市民・事業者の取組内容

市民	●農地等みどりの維持・保全のため、適切な管理に努めます。
	●良好な住環境の維持・保全に努めます。
	●調和を図り、地域の特性を活かしたまちづくりに取り組みます。
	●所有している建築物の耐震性を把握し、耐震改修などの「備え」を行うことで地震に強い
	まちづくりに取り組みます。
	●管理不全な空き家の発生抑制、適切な管理や空き家の利活用に取り組みます。
	●水道の節水に努めます。
事業者	●調和を図り、地域の特性を活かしたまちづくりに取り組みます。
	●水道施設工事に際して、環境への配慮、地域住民に対する理解と協力を得ながら工事を実
	施します。
	●事業所内における貯水槽及び水道設備の適切な管理を行います。

## 進捗状況を見る主な指標

七価々	基準値	目標値	目標値
指標名	(R1)	(R7)	(R12)
不良度 D ランクの空き家数 <sup>※</sup>	10戸	5戸	0戸
民間建築物(住宅)耐震化率	80%	90%	95%
上水道耐震管布設率	30.1%	37.7%	43.3%

<sup>※「</sup>不良度 D ランクの空き家数」とは、倒壊の可能性がある等、現況での利用は困難である空き家を示します(空家等対策計画を参照)。

指標名	現状値		目標
担保石	(R1)		(R12)
「魅力ある住環境と良好な景観の保全と形成	22.2%	$\Rightarrow$	
に満足している」と思う市民の割合		$\rightarrow$	

### 施策の大綱 3. 自然と調和した活力のある快適なまちづくり

施策 10. 便利で快適な道路交通環境の形成

#### 将来あるべき姿(めざす方向性)

安全で快適な道路環境と利便性の高い交通環境が整ったまちをめざします。

#### 施策の背景(現状、課題、社会潮流)

高度経済成長期に建設された道路、橋梁等のインフラ施設は経年劣化が進んでおり、計画的な維持修繕や点検が必要となっています。

交通事故の件数は年々減少傾向にあるものの、高齢ドライバーによる重大な事故が多数発生していることから、道路交通法の改正により、免許制度も大きく変わろうとしています。高齢ドライバーの免許返納を促す一方、車を所有していなくても快適に生活できる公共交通網の再整備や、AI などの技術革新による新たな交通モビリティを見据えた道路環境を整備していく必要があります。

### 施策連携

大綱	施策	連携する施策	
3	9	央適で魅力ある都市空間の形成 	
3	11	水とみどり豊かなうるおいのある環境づくり	
5	17	防災・防犯対策の強化	

### 分野別計画等

- ●都市計画マスタープラン(平成23~令和3年度) ●みどりの基本計画(平成30~令和9年度)
- ●水とみどりのネットワーク構想(令和 2~11 年度)

取組内容	SDGs	重点施策
(1)安全で快適な道づくりの推進	9 産業と技術革新の 11 住み続けられる まちづくりを	<b>I</b> -3
市民が安全で安心して暮らすことができるよう、良好な道路環境や駅		
周辺の再整備を含めた都市景観の形成に努めるとともに、計画的な舗装		
補修や道路構造物の定期点検及び長寿命化対策を推進し、安全性と利便		
性、快適性の向上を図ります。		
(2)人にやさしい交通環境の実現	11 住み続けられる まちづくりを	<b>I</b> - 3
高齢者や障がい者、子どもなどの歩行者が安全で安心して通行するこ		
とができるよう、歩行者空間の整備や狭隘道路の拡幅を行います。		
(3)暮らしを支える公共交通の整備	7 エネルギーをみんなに 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	<b>I</b> - 3
鉄道、バス、タクシーなどの事業者との公民連携や近隣市との広域連		
携を推進し、広域的な公共交通網の充実に努めます。また、自転車の利	11 住み続けられる まちづくりを	
用を促進するなど、環境に配慮した交通環境の形成を図ります。	II storicije II de la	
循環バスについては、公共施設に限らず、市民ニーズの高い生活拠点	▄▦▤ਛ	
を結ぶルートを検討し、利便性の向上に努めます。また、今後、AI など		
による技術革新による新たな交通モビリティについても検討します。		
(4) 交通安全対策の推進	11 住み続けられる まちづくりを	<b>I</b> - 3
登下校時の園児・児童の交通安全を確保するため、「大阪狭山市通学		
路交通安全プログラム」による交通安全対策を推進します。また、高齢		
者をはじめ、交通安全教育・啓発・講習会などを実施し、交通安全意識		
の高揚と交通マナーの遵守を促します。		

## 市民・事業者の取組内容

	●超高齢化社会を見据え、暮らしを支える移動手段を維持するため、バス、鉄道などの公共
市民	交通機関を積極的に利用します。
	●交通安全に対する高い意識を持ち、正しいマナーを身につけて交通ルールを守ります。
市光子	●バス、鉄道など公共交通機関のサービスの向上や利用促進を進めるために協力し、従業員
事業者	の交通安全意識の高揚を図ります。

### 進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値	目標値	目標値
指标 <u>行</u>		(R7)	(R12)
橋梁点検率	100%	100%	100%
要舗装補修延長(大阪狭山市舗装修繕計画※(令和元年7月改定))	1,140m	520m	0m

<sup>※</sup>大阪狭山市舗装修繕計画とは、市民の安全・安心を確保するため、市が管理する認定路線について、効率的かつ適切な舗装の維持管理を行うことを目的に5年に一度実施予定の路面性状調査に基づき、策定するもの。

指標名	現状値 (R1)		目標 (R12)
「安全な歩行者空間が確保できている」と思う市民の割合	28.8%	$\Rightarrow$	

## 施策の大綱 3. 自然と調和した活力のある快適なまちづくり 施策 11. 水とみどり豊かなうるおいのある環境づくり

#### 将来あるべき姿(めざす方向性)

狭山池をはじめとする個性豊かな水とみどりの景観と人々の生活や都市活動との調和を図りながら、 うるおいのある快適なまちをめざします。

#### 施策の背景(現状、課題、社会潮流)

今後、少子高齢化の進行や厳しい財政状況が続くとみられる中、みどりのまちづくりにおいては、これまでの「量の拡大」から今あるみどりの「質の向上」を図りつつ、いかに活用していくかが重要な課題になりつつあります。市民の環境やみどりに対しての意識の向上、価値観、ライフスタイルの多様化等と相まって、公園や緑地をレクリエーションやスポーツ等の場として利用するだけでなく、地域交流や子育て、福祉の場の提供、さらにはにぎわいづくりなど、みどりが持つ多様な機能を引き出しながら積極的に活用していく必要があります。

また、開設から数十年が経過した公園は、施設等の老朽化が進んでいるため、安心・安全に利用できるよう計画的な整備を進めることが必要です。

今後は、市民や民間の活力を最大限に活かすため、都市公園法等の改正を踏まえながら、みどりの整備・保全・活用を図る必要もあります。

これらを踏まえ、本市が持つみどりの特性を活かしつつ、市民、事業者、行政との協働により、市の 魅力や価値が向上していく取組みが重要となっています。

### 施策連携

大綱	施策	連携する施策
3	9	快適で魅力ある都市空間の形成
3	10	便利で快適な道路交通環境の形成

### 分野別計画等

- ●都市計画マスタープラン(平成 23~令和 3 年度) ●みどりの基本計画(平成 30~令和 9 年度)
- ●水とみどりのネットワーク構想(令和 2~11 年度)

取組内容	SDGs	重点施策
(1)憩える公園、遊べる公園の整備	<b>11</b> 住み続けられる まちづくりを	I -1
環境や時代の変化を踏まえ、誰もが利用しやすく、安心して憩える場		
所、遊べる場所として活用できるよう、地域の実情やニーズに合わせた		
整備、管理・運営を進めます。		
(2)みどりの景観整備	11 住み続けられる まちづくりを	_
みどりを身近に感じられるよう、市民、事業者と協働してみどりのま		
ちづくりを推進します。また、狭山池をはじめ、市内に植樹している「市		
の木」桜の保全に努めます。		
(3)水とみどりのネットワークの形成	11 住み続けられる まちづくりを 15 韓の豊かさも すろう	<b>I</b> - 1
狭山池を中心に、河川や公園、あまの街道等を、水とみどりの連続す		
る空間として結び、狭山池を中心核とした水とみどりのネットワークを		
形成し、周辺地域と一体となった環境整備と自然環境の保全に努めま		
す。		
また、水とみどりのネットワーク構想を踏まえ、事業者や団体が参画		
するパークマネジメントにより、狭山池周辺のにぎわいを創出し、市全		
域の魅力や価値が向上する取組みを推進します。		
(4) 生物多様性の保全	4 質の高い教育を 15 陸の豊かさも みんなに	_
あまの街道沿いや副池周辺の自然環境の保全をはじめ、西除川のヒメ		
ボタルの保全活動など、市民との協働による生物多様性の保全に努める		
とともに、環境教育などを通じて、自然と触れ合う機会を提供すること		
により、市民の環境に対する関心を高める取組みを進めます。		

### 市民・事業者の取組内容

	●みどりのまちづくりの主体として、自らの生活の中でみどりの活用を図るとともに、みど
市民	りのまちづくりに積極的に参画します。
	●みどりに関するセミナーやワークショップ等へ積極的に参加します。
	●地域社会を構成する一員としてみどりのまちづくりに対する理解を深め、緑化活動等に協
古光本	カします。
事業者	●開発等を行う場合は、市がめざすまちづくりの方向性を理解し、周辺環境や景観等に配慮
	します。

### 進捗状況を見る主な指標

	基準値	目標値	目標値
指標名	(R1)	(R7)	(R12)
市民のみどりに対する満足度 <sup>※1</sup>	46.2%	55.0%	60.0%
イベントや事業の開催数(市民とみどりとの関わり)*2	45 回	48 回	50 回

<sup>※1 「</sup>市民のみどりに対する満足度」は、「『第五次大阪狭山市総合計画』の策定に関する市民意識調査結果報告書(令和元年 10 月)」 に示す「水と緑を守り、親しむことができる環境づくり」の満足度。

<sup>※2 「</sup>イベントや事業の開催数(市民とみどりとの関わり)」は、団体による自主的な公園でのイベント等の開催数。

指標名	現状値 (R1)		目標 (R12)
「水辺や緑のそれぞれの特性を生かした魅力ある空間	60 F0/	_	
が確保できている」と思う市民の割合	69.5%	$\rightarrow$	

### 施策の大綱 3. 自然と調和した活力のある快適なまちづくり

### 施策 12. 地域から始める地球にやさしい環境づくり

#### 将来あるべき姿(めざす方向性)

環境にやさしいライフスタイルを実践し、持続可能な低炭素社会や循環型社会の実現をめざします。 公共下水道(汚水・雨水)の整備により、集中豪雨などの自然災害に強く、誰もが快適な生活を送る ことができるまちをめざします。

#### 施策の背景(現状、課題、社会潮流)

低炭素社会、循環型社会の実現に向けて、市民、市民団体、NPO、事業者等との協働による幅広い取組みが求められています。

気候変動による大型台風等の自然災害の増加や、ヒートアイランド現象に伴う局地的豪雨等が多発していることから、さらなる地球温暖化対策が求められており、省エネルギー対策や気候変動に対する適応策の検討が必要です。

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システム構造は大気汚染や水質汚濁など、環境に大きな影響を与えることから、ごみの排出抑制を図るとともに、適正なごみ処理と再資源化の促進が求められています。また、近年では、海洋プラスチックごみによる海洋汚染が深刻となっており、地域環境から地球環境につながる身近な問題として、一層のプラスチックごみ削減に向けて、市民の環境意識の高揚を図る必要があります。

本市では、公共下水道(汚水)の人口普及率が99.9%に達していますが、適正な維持管理及び改築を計画的に進めていく必要があります。

公共下水道(雨水)については、近年、短時間による集中豪雨等も発生しており、浸水被害から市民の生命及び財産を守るために、効果的で効率的な整備が急務となっています。本市においても、近年の宅地化の進展による雨水流出量の増加に対応するため、浸水被害が懸念される地域から優先的に雨水整備を進めており、今後も計画的に取り組む必要があります。

#### 施策連携

大綱	施策	連携する施策
5	17	防災・防犯対策の強化

#### 分野別計画等

- ●地球温暖化対策実行計画(令和 2~6 年度)
- おおさかさやまプラスチックごみゼロ宣言
- ●一般廃棄物処理基本計画(平成 26~令和 10 年度)
- ●下水道ビジョン(令和元~20年度)

取組内容	SDGs	重点施策
(1) 低炭素社会の実現 行政活動全般にわたり、生産性の向上を図ることで、エネルギー消費 の抑制に努めるとともに、再生可能エネルギーの利活用を推進するな ど、温室効果ガス排出のさらなる低減をめざします。 また、市民一人ひとりの生活様式において温室効果ガスの排出削減な どの取組みが一層進むよう、地球温暖化対策に関する啓発や意識の高揚 を図ります。あわせて、市民団体、NPO、事業者などといった地域のさまざまな主体とも連携しながら、低炭素社会の実現をめざします。	7 エネルギーをみなに 9 産業と技術業務の	_
(2)循環型社会の構築環境への負荷の少ない循環型社会への転換を図るため、市民、事業者、行政が協働して、廃棄物の発生を抑制(Reduce=リデュース)し、廃棄物を再使用(Reuse=リユース)し、また再生利用(Recycle=リサイクル)する「3R」を柱に、市民一人ひとりがもっと身近に取り組むことのできる"R"、発生回避(Refuse=リフューズ)を加えた「4R」の推進を基本方針として、排出抑制・資源化を進めます。	11 住み続けられる まちづいを 12 つくる責任 こかり責任	
(3)環境美化・公害対策     うるおいのある美しいまちづくりを進めるため、市民、事業者、行政の協働で公共空間の美化に努めます。また、生活環境の保全に取り組み、公害のない快適な生活環境の確保をめざします。     また、「おおさかさやまプラスチックごみゼロ宣言」に則り、今後もプラスチックごみ削減の取組みを進めていきます。	11 住み続けられる まちづいを まちづいを である (14 第0番かるを である) (14 第0番かるを である) (14 第0番かるを である) (14 第0番かるを である) (15 第1	_
(4)公共下水道整備の推進 公共下水道(汚水)の適正な維持管理及び改築事業を計画的に進めます。また、浸水被害が懸念される地区から優先的かつ効率的に雨水整備を進めます。	6 党金な水とトイレ 全世界中に	_

## 市民・事業者の取組内容

	●地球温暖化問題に関する意識を高め、家庭でできる温室効果ガスの低減に取り組みます。	
市民	●ごみの分別やリサイクル活動、買い物時のマイバッグ利用など、ごみを減らす生活スタイ	
	ルを実践します。	
	●地域の環境美化に取り組みます。(「ポイ捨て」やペットの糞尿放置はしません。)	
市民・	●公共下水道にごみや油を流さないよう努め、水質保全に取り組みます。	
事業者		
事業者	●ごみの減量化や資源化に取り組みます。	
	●地域の環境美化に協力します。	

## 進捗状況を見る主な指標

比価力	基準値	目標値	目標値
指標名	(R1)	(R7)	(R12)
公共施設等の二酸化炭素削減割合(変動係数)	20%	30%	40%
ごみ減量化目標率	14%	33%	39%
資源リサイクル率	14%	31%	36%
雨水整備率	44.8%	47.1%	48.4%

指標名	現状値 (R1)		目標 (R12)
「ともに実践する循環型社会づくりに満足している」と思 う市民の割合	29.5%	$\Rightarrow$	<b>4</b>

## 施策の大綱 3. 自然と調和した活力のある快適なまちづくり

### 施策 13. 産業の振興によるにぎわいの創出

#### 将来あるべき姿(めざす方向性)

農業や商工業などの産業が活性化し、活気とにぎわいのある魅力的なまちをめざします。

#### 施策の背景(現状、課題、社会潮流)

本市では、これまでに、新規就農につなげていくための野菜栽培講習会などの開催をはじめ、食の大切さを学び、農業に慣れ親しむことを目的とした学習田での実習活動や農地中間管理機構制度を利用した遊休農地の一部解消など、農業の活性化や経営の維持安定を図ってきました。しかし、宅地開発に伴い農地面積が減少しつつあり、農業従事者の高齢化とあいまって、後継者など担い手の育成に向けた対策も必要となっています。また、本市における農地は、大都市近郊の利点を生かした新鮮な農産物の供給が可能であるほか、貴重な緑のオープンスペースとしての役割も担っているため、農地の保全や活用を図っていくことが求められています。さらに、関連機関と連携し、ため池の改修など農業基盤の整備とあわせた農空間の環境整備を進める必要があります。

本市では、商工業の振興を図るため、中小企業向け融資への利子補給制度や技能検定受験料補助制度等を実施してきました。しかしながら、社会経済情勢の変化に伴い、カタログ販売やインターネットショッピングの増加はもとより、大型ショッピングモールやチェーン店の市域周辺での出店により、地域の小売商業者への影響が深刻となっています。そうしたことから、市内商工業者の経営基盤や競争力の強化とともに、事業継続のための担い手の育成や創業への支援など、さらなる取組みが求められています。

就労に関して、雇用機会の拡大を図るには、市域だけでなく、近隣市町村と連携した取組みを進めるとともに、地域就労支援センターの相談機能を充実させるため、ハローワークなど関係機関との連携方策を強化していく必要があります。

観光について、華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会、西高野街道観光キャンペーン協議会、 北条五代観光推進協議会、「楠公さん」大河ドラマ誘致協議会の4つの観光協議会に参画し、他の自治 体や観光協会などと連携してウォーキングやイベントなどを実施し、市外への大阪狭山市のアピールに つなげています。また、近隣市町村が世界遺産や日本遺産の認定を受けたことなどにより、周辺市町村 を訪問する国内外の観光客の増加を見据え、近隣市町村とも連携した受入体制の充実が求められていま す。そのため、観光資源の発掘や情報の発信に加え、観光客の受入環境の整備を進める必要があります。

### 施策連携

大綱	施策	連携する施策
2	7	障がいがある人の自立と社会参加の促進
4	15	市民文化・歴史文化の振興

#### 分野別計画等

●特定創業等支援計画

取組内容	SDGs	重点施策
(1)農業の振興	8 傷きがいも 21 住み続けられる 25づくりを	IV - 1
<u>農業のさらなる振興を図るため、新規就農につながる各種講習会の開</u>		IV - ③
催や、農業基盤でもあるため池や水路などの整備改修を進めるととも		
に、防災対策の一環としてため池ハザードマップを作成します。また、	12 つくる責任 つかう責任 15 陸の豊かさも 守ろう	
エコ農産物の普及拡大や産業まつりにおける農産物の販売、市民農園の		
整備促進、学習田での実習活動などの機会を通して、市民が農業に親し		
み、関心を高める機会を提供します。		
さらに、農地パトロール調査により、農地の利用状況及び農地所有者		
の意向把握に努め、遊休農地所有者に対しては、農地の適正利用のため		
の指導を行います。		
(2) 商工業の振興	8 傷きがいも 9 産業と技術革新の 経済成長も 3 産業と大術革新の	<b>II</b> - (1)
 地域を活性化し、にぎわいのあるまちづくりを進めるため、大阪府や		IV - 1
商工会との連携を強化し、経営相談や金融セーフティネットへの誘導を		IV - ③
図るとともに、市内事業者に対する経営安定支援や販路の拡大支援、新	12 つくる責任 つかう責任	
規創業者への支援を通じて、商工業の振興に努めます。また、本市マス	CO	
コットキャラクターや特産品を使用した大阪狭山ブランドの開発や、産		
業まつりなどを通じた農業及び商工業の各業種間の交流促進など、地域		
活性化の取組みを進めるとともに、地域における消費を喚起する仕組み		
づくりを検討します。		
(3)雇用の創出・就労支援	1 貧困を なくそう 8 働きがいも 経済成長も	IV - ②
求職者に対して、就労機会の拡大を図るため、市域だけでなく、近隣	ĬĸŶŶĸĬ	
市町村などとも連携しながら、求人情報や求人ニーズが高い資格情報を		
提供するとともに、就職困難者を対象に就職相談会や求人求職フェアな		
どを通じて雇用機会の拡大を図ります。		
さらに、ハローワークなど関係機関と連携して、就労支援体制の充実		
に努めます。		
また、専門的な知識を有する者による労働相談の実施や、関係機関と		
の連携により、事業所における研修を促進するなど、すべての労働者が、		
安心・安全に働けるよう労働環境の整備充実を図ります。		
新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、テレワーク(在宅勤		
務やサテライトオフィス勤務等) などの柔軟な働き方が普及しつつある		
ことを踏まえ、新たな働き方に対応した施策を検討します。		
(4)観光の振興	8 像きがいも 経済成長も	<b>II</b> - (1)
狭山池、西高野街道、あまの街道などの既存の観光資源と新たに発掘		
した魅力の情報を、イベントなどを通じて発信するとともに、北条五代		
に関する事業との連携により、本市のPRに努めます。		
また、観光マップやさやまのええもんパンフレット、イベントのチラ		
シなどを配布するなど、観光客への情報提供を充実します。		
さらに、近隣市町村が世界遺産や日本遺産の認定を受けたことを踏ま		
え、さまざまな国や地域から来訪する観光客にも、安心で快適に観光を		

楽しんでもらえるよう、通信環境の改善や多言語案内標識の導入など、	
観光客の受入環境の整備に努めます。	

## 市民・事業者の取組内容

	●地域の商店や商店会などで積極的に購買します。
市民	
	●まつりやイベントの企画から開催まで積極的に参画します。
	●農業生産者は、農業の生産性の向上をめざし、農業に対する親しみや関心を高め、地域で
	採れた農産物を提供します。また、農業生産者は、意欲ある農業者に対し、農地の提供を
事業者	行います。
	●イベントの共催など観光振興に積極的に参画します。
	●安定的な雇用機会の提供に努めます。

## 進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値 (R1)	目標値 (R7)	目標値 (R12)
就労及び労働支援のイベントの開催数	3 回	4 🛭	5 回
大阪狭山ブランドの登録数	1件	2 件	3件
産業まつり参加者数	10,000 人	10,100 人	10,200 人
観光誘客イベントの実施回数	4 回	5 回	6回

指標名	現状値 (R1)		目標 (R12)
「活気あふれる商工業と雇用機会の拡大に満足している」と思う市民の割合	7.8%	$\Rightarrow$	

# 第4章 豊かな心と文化を育むまちづくり

### 施策の大綱 4. 豊かな心と文化を育むまちづくり

### 施策 14. 生涯学べる環境づくり

#### 将来あるべき姿(めざす方向性)

誰もが生涯学習活動に積極的に参加し、学習の成果が地域社会で生かされるまちをめざします。 体育協会やスポーツ推進委員など地域団体と連携し、いつでも、どこでも、だれでもスポーツを行えるまちをめざします。

#### 施策の背景(現状、課題、社会潮流)

平均寿命が伸びている現在、すべての人に活躍の場があり、元気に活躍し続けられる社会、安心して 暮らすことのできる社会をつくることが重要です。そのためには、幼児教育から小・中・高等学校教育、 大学教育、更には社会人の学び直しに至るまで、生涯にわたる学習が必要です。

そこで、本市全域を「学びのキャンパス」とし、市民や学生にとって、生涯いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が個々のキャリアやボランティア活動、地域社会の発展などに生かされるようなまちづくりを推進するとともに、学んだ人たちがその成果を生かし、教える側にもなることができる効果的な学習活動の場を提供する必要があります。

子どもから高齢者まで多様な世代が健康で豊かな人生を送るため、身近なところで気軽に身体を動かすスポーツへのニーズが高まっています。健康長寿社会の実現をめざす中で、生涯にわたってそれぞれのライフステージに応じてスポーツに親しむための環境づくりが必要となっています。

### 施策連携

大綱	施策	連携する施策
2	6	高齢者が安心して暮らせる地域づくり
2	7	障がいがある人の自立と社会参加の促進
4	15	市民文化・歴史文化の振興

#### 分野別計画等

●教育振興基本計画(令和2~6年度)

取組内容	SDGs	重点施策
(1)生涯学習の推進	4 質の高い教育を よんなに <b>11</b> 住み続けられる まちづくりを	_
教員や専門性のある地域人材と連携・協力しながら、市民の誰もが参		
加できる学びの場を提供するとともに、大学と連携した官学協働による		
事業の展開や、民間事業者が展開する生涯学習の取組みとも連携し、学		
習の機会を拡充します。また、熟年大学を支援し、高齢者がそこで生き		
がいを感じ、仲間づくりなどにつながる多様な学習機会を協働して提供		
します。		
自主的な市民活動を支援する市民活動支援センターにおいて、まちづ		
くり大学をはじめとする各種講座などの学習の場を提供するとともに、		
その成果を地域活動やボランティア活動で生かせる機会を提供します。		
生涯教育の拠点である公民館や図書館を中心に、市民の様々な学習二		
ーズに対応できるように、事業内容の充実を図ります。また、様々な社		
会教育事業を通じて、市民の学びを支援するとともに、地域社会を支え		
る人材の育成に努めます。		
「大阪狭山市生涯学習推進計画」を策定し、市民が生涯にわたって楽し		
みながら学び続けることができる環境を整え、学んだ成果を生かすこと		
ができる地域社会の実現に向け、取り組みます。		
(2)スポーツの普及・振興	3 すべての人に 健康と福祉を	II - 2
誰もが生涯スポーツに親しみ、健康で生きがいのある生活を送れるよ	<i>_</i> ⁄√ <b>•</b>	
う、各施設の利用率の向上に努めるとともに、学校体育施設開放などに		
よる利用者の拡大を図るほか、各種スポーツ教室の開催や、イベントや		
スポーツ活動団体の情報提供を行います。		

## 市民・事業者の取組内容

士口	●生涯学習活動に積極的に参加するとともに、活動を支える担い手同士の輪を広げます。
市民	●スポーツを通して、健康増進や体力向上などを意識します。
	●地域ぐるみの生涯学習活動を支援します。
事業者	●市民の学習活動を支援します。
	●気軽にスポーツができる機会を提供します。

## 進捗状況を見る主な指標

<b>七</b> 栖夕	基準値目標値		目標値	
指標名	(R1)	(R7)	(R12)	
公民館利用者数	66,248 人	78,500 人	79,000 人	
スポーツ施設利用者数	268,766 人	300,000 人	320,000 人	

七栖夕	現状値		目標
指標名	(R1)		(R12)
「図書館や公民館などにおいて生涯学習のため	49.60/		
の機会が整っている」と思う市民の割合	48.6%	$\Rightarrow$	

## 施策の大綱 4. 豊かな心と文化を育むまちづくり

### 施策 15. 市民文化・歴史文化の振興

#### 将来あるべき姿(めざす方向性)

誰もが文化・芸術活動に積極的に参加し、その成果が地域社会で生かされるまちをめざします。 郷土への誇りと愛着を持ち、歴史文化遺産を未来へ継承するまちをめざします。

#### 施策の背景(現状、課題、社会潮流)

個性豊かで心を大切にする文化芸術の創造をめざし、「大阪狭山の豊かな文化芸術を育むビジョン」 に基づき、今後も文化芸術活動の支援に取り組む必要があります。

狭山池や、狭山藩北条氏関連文化財、高野街道をはじめとする歴史街道などの数多くの歴史文化遺産の適切な保存・活用を進めるとともに、歴史文化遺産継承の担い手を確保し、地域においても取り組める体制づくりを整備する必要があります。

### 施策連携

大綱	施策	連携する施策
3	13	産業の振興によるにぎわいの創出
4	14	生涯学べる環境づくり

### 分野別計画等

- ●大阪狭山の豊かな文化芸術を育むビジョン ●歴史文化基本構想
- ●史跡狭山池保存活用計画

取組内容	SDGs	重点施策
(1) 文化・芸術の振興	4. 質の高い教育を みんなに	_
個性豊かな市民文化を創造するため、文化会館を拠点に、優れた文		
化・芸術に触れる機会を提供するとともに、市民の自主的な文化・芸術		
活動を支援し、文化団体やグループの育成を図ります。		
(2)歴史文化遺産の保存・活用	4 質の高い教育を みんなに	<b>I</b> - 1
本市のシンボルである史跡狭山池等、指定・未指定の歴史文化遺産に		
関する普及や調査を継続するとともに、歴史文化遺産の魅力発信と保		
存・活用を進め、本市に愛着を持つことのできる学校教育などへの学習		
の支援、市民などとの協働の強化を図ります。		

## 市民・事業者の取組内容

+-	●文化・芸術に触れるとともに、自らも活動の担い手として、積極的に活動に参加します。
市民	●市の歴史を学び、親しみ、活動の中心となって歴史文化遺産の保存と活用に努めます。
事業者	●市民の文化活動を支援します。

## 進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値 (R1)	目標値 (R7)	目標値 (R12)	
文化会館施設利用率	74.6%	77.4%	77.5%	
企画展開催期間中の博物館利用人数	8,916人	9,500 人	10,000 人	

七冊々	現状値		目標
指標名	(R1)		(R12)
「大阪狭山市内の歴史や伝統文化について興味	E1 E0/	_	
がある」と思う市民の割合	51.5%	$\Rightarrow$	

## 施策の大綱 4. 豊かな心と文化を育むまちづくり

#### 互いに人権を尊重する共生社会づくり 施策 16.

### 将来あるべき姿(めざす方向性)

すべての人が年齢、性別、障がいの有無、人種、民族、出自、宗教、経済的地位等を理由に差別、排 除されることなく、かけがえのない存在として尊重される多文化共生のまちをめざします。

#### 施策の背景(現状、課題、社会潮流)

本市では、これまで「大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり条例」、「大阪狭山市人権行政基本方 針」に基づき、人権教育・啓発、人権擁護の各施策を展開してきました。近年では、グローバル化の急 速な拡大や情報技術の発展に伴い、インターネットを利用した情報発信が容易になり、年齢、性別、出 自、障がいの有無などを理由に他者の尊厳を損なう行為が行われています。今後も、「部落差別解消推 進法|や「障害者差別解消法|、「大阪府人権尊重の社会づくり条例|をはじめとする人権関係法令等を 踏まえながら、啓発活動や人権擁護を目的とした相談体制の充実を図る必要があります。

また、「大阪狭山市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的・ 計画的に実施するための行動計画と DV 防止基本計画、女性活躍推進計画を策定し、男女共同参画推進 センター「きらっとぴあ」を拠点として、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを行っています。さ らに、女性に対する暴力や、ワークライフバランスの推進など、現在問題となっている課題への取組み を充実する必要があります。

世界共通の願いである核兵器廃絶に向けた取組みとして、「核兵器廃絶・平和都市宣言」の趣旨を踏 まえ、国内外の市町村が加盟する「平和首長会議」の一員として、また、戦略兵器による唯一の被爆国 として、市民の核兵器廃絶に向けた機運の醸成に努め、核兵器禁止条約について未署名国の早期批准を めざす等の取組みが求められています。

国内では、海外から日本に来て定住する外国人が 10 年間で約 100 万人増加しています。 労働力の確 保に向けた入国管理法の改正等を踏まえ、本市においても、定住している、または定住しようとする外 国人が言葉や文化の違いを原因とした諸課題に困窮しないよう、相談体制の充実や環境整備が求められ ています。

### 布策連携

大綱	施策	連携する施策
1	1	安心して子育てができる環境づくり
1	3	子どもや若者の健全育成
2	4	地域福祉の推進
2	7	障がいがある人の自立と社会参加の促進

#### 分野別計画等

● 人権行政基本方針

- ●男女共同参画推進プラン(平成26~令和5年度)
- D V 防止基本計画(平成 26~令和 5 年度) ●女性活躍推進計画(令和元~5 年度)

●核兵器廃絶・平和都市宣言

取組内容	SDGs	重点施策
(1)人権尊重社会の確立 「大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり条例」、「大阪狭山市人権 行政基本方針」に基づき、すべての人が年齢、性別、障がいの有無、人 種、民族、出自、宗教、経済的地位等を理由に差別、排除されることの ない社会の確立をめざし、人権啓発活動や人権擁護を目的とした情報提 供・相談体制の整備に取り組みます。	4 第の高い教育を 5 ジェンダー平等を AASIC	_
(2) 男女共同参画社会の確立 「大阪狭山市男女共同参画推進条例」、「大阪狭山市男女共同参画推進 プラン」に基づき、男女共同参画社会実現のための意識啓発や、あらゆ る暴力防止のための相談体制の充実に取り組みます。 政策・方針決定過程への女性の参画拡大や、ワークライフバランスの 実現に向けた環境整備、多様な働き方への支援に取り組みます。	4 第四周い教育を 5 ジェンダー平等を 表現しよう	_
(3)恒久平和の希求 「核兵器廃絶・平和都市宣言」に基づき、恒久平和を希求するため、 平和の尊さの発信や戦争体験の継続的な継承に取り組むとともに、世界 の各都市と連携し、核兵器廃絶に向けた取組みを推進します。	4 質の高い教育を みんなに 16 字和と公正を みんなに 16 字れての人に	-
(4) 多文化共生の推進 本市に定住または定住しようとする外国人あるいは、外国にルーツを 持つ人に対し、言葉や文化の違いを理由とした諸課題を解消するため、 市民団体と連携した居場所づくりや情報提供のあり方等の検討、「教育 機会確保法」を踏まえた読み書き教室の運営に取り組みます。	4 質の高い教育を 10 Aや団の不平等 をなくそう	_

## 市民・事業者の取組内容

	●すべての人がかけがえのない存在として尊重される、人権文化をはぐくむまちづくりをめ
	ざして、人権教育や啓発活動に参画します。
	●男女が互いに人権を尊重する、男女共同参画社会への実現に向けた取組みに参画し、活動
	の輪を広げます。また、身近な男女共同参画社会の環境づくりとして、家庭でできること
市民	からはじめます。
	●平和事業に参加することを通じて、戦争の記憶、記録を次世代に伝え、生命の大切さ、平
	和の尊さ、核兵器廃絶への認識を高め、恒久平和の実現を希求します。
	●人種、国籍、民族、宗教、文化の違いを理由に排斥や排除を行うことなく、地域社会にお
	ける多文化共生社会の構築に参画します。
	●企業内研修などにより、人権教育・啓発に取り組みます。また、企業の社会的責任(CSR)
	の観点からステークホルダーとともに、社会課題の解決を図ります。
古光书	●性別にかかわりなく、個性と能力を十分に発揮できる職場づくりを進めます。
事業者	●市民団体や行政と連携して平和への貢献に取り組みます。
	●外国人人材の受け入れについて、制度で明記されている受け入れ機関としての義務履行に
	加え、地域における共生社会の実現に向けて最大限の取組みを行います。

### 進捗状況を見る主な指標

七栖力	基準値	目標値	目標値
指標名	(R1)	(R7)	(R12)
人権連続学習講座への参加人数	_*1	120人	120人
審議会などへの女性の参画率	28%	35%	35%
平和を考える市民のつどいへの参加者数	300人	400人	400人
識字・日本語教室啓発事業への参加者数	_*2	30 人	50 人

<sup>※1「</sup>人権連続学習講座への参加人数」について、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止したことから基準値(R1)は「-」としています。

指標名	現状値 (R1)		目標 (R12)
「男女や性別にかかわりなく、共に個性や能力を発揮できる社会になっている」と思う市民の割合	40.6%	$\Rightarrow$	

<sup>※2「</sup>識字・日本語教室啓発事業への参加者数」について、「識字・日本語教室啓発事業」は、令和 2 年度(2020 年度)からの事業であることから、基準値(R1)は「-」としています。

# 第5章 安全で安心できるまちづくり

## 施策の大綱 5. 安全で安心できるまちづくり

施策 17. 防災・防犯対策の強化

#### 将来あるべき姿(めざす方向性)

市民、事業者、行政が連携し、災害に強いまち、犯罪のない安全なまちをめざします。

#### 施策の背景(現状、課題、社会潮流)

防災については、平成 23 年 (2011 年)の東日本大震災、平成 28 年 (2016 年)の熊本地震をはじめとする地震や、台風、集中豪雨などの風水害による気象災害が近年多く発生しており、市民の防災に対する関心が高まっています。地震・風水害などの自然災害から市民の生命と財産を守り、市民が安心して生活を送れるように、ライフライン事業者などの防災関連機関をはじめ、各種団体や自主防災組織と連携し、自助・共助・公助の体制強化を図るとともに、地域の防災リーダー育成を一層進める必要があります。

防犯については、大阪府内の街頭犯罪発生件数は平成 13 年(2001 年)を境に年々減少している一方で、女性や子どもを狙った犯罪や、高齢者が財産を騙し取られる詐欺被害は依然として多発しています。犯罪のない安全なまちづくりを推進するために、警察署や地域の自主防犯活動団体などと連携して、地域と一体となった防犯活動を促進する必要があります。

地域のつながりの希薄化、防災・防犯活動を行うボランティアの高齢化、並びに担い手不足により、 地域の防災・防犯力が低下しています。より多くの市民が、地域の防災・防犯活動に参画する環境づく りに取り組む必要があります。

### 施策連携

大綱	施策	連携する施策
2	4	地域福祉の推進
3	9	快適で魅力ある都市空間の形成
5	18	消防・救急体制の強化

#### 分野別計画等

●地域防災計画

取組内容	SDGs	重点施策
(1) 防災対策の強化	11 住み続けられる 13 気候変動に 実ちづくりを 13 気候変動に	<b>I</b> - 1
防災用資機材等の充実による防災力の強化に努めるとともに、市民の		
防災意識の高揚を図り、自主防災組織の育成など地域の自主的な防災活		
動を促進します。また、関係機関や地域の関係団体との連携・協力によ		
り、避難行動要支援者の支援を図ります。また、防災士の資格取得支援		
を実施し、地域の防災リーダーの育成をめざします。		
(2) 防犯対策の強化	11 住み続けられる まちづくりを	<b>I</b> - 1
防犯に関する広報や出前講座などの防犯啓発活動を通して、市民の防		
犯意識の高揚を図るとともに、警察や防犯委員会をはじめ、金剛駅西口		
地域防犯ステーションや小学校区地域防犯ステーション運営団体など		
の関係団体と一体となった地域ぐるみの防犯活動を促進します。また、		
街頭防犯カメラの設置、青色防犯パトロールなど、防犯環境の向上を図		
ります。		

## 市民・事業者の取組内容

<b>+</b> D	●自助・共助の意識を持ち、自ら災害に備えるとともに、地域の防災活動に参画します。
	●自主防災組織の充実強化を図り、防災・減災に取り組みます
市民	●防犯意識を高め、隣家同士の声かけや地域でのパトロール活動への参加など、地域の防犯
	活動に参加します。
±₩±	●顧客や従業者の安全確保、業務の早期再開、地域への貢献に努めます。
事業者	●関係団体と連携・協力し、防犯活動を行います。

## 進捗状況を見る主な指標

比価々	基準値	目標値	目標値
指標名	(R1)	(R7)	(R12)
自主防災組織の組織率	69.7%	72.0%	73.0%
安全安心推進リーダー認定者数	107人	135人	160人
市内刑法犯罪総認知件数	299 件	280 件	260 件
地域防災リーダー育成件数(防災士資格取得補助件数)	25 人	54 人	79 人

指標名	現状値 (R1)		目標 (R12)
「災害に強いまち」と思う市民の割合	42.5%	$\Rightarrow$	

## 施策の大綱 5. 安全で安心できるまちづくり

施策 18. 消防・救急体制の強化

#### 将来あるべき姿(めざす方向性)

令和3年度から堺市への消防事務委託により、一層消防・救急体制が整備され、誰もが安全で安心して暮らせるまちをめざします。

#### 施策の背景(現状、課題、社会潮流)

近年の消防を取り巻く環境は、災害の多様化・複雑化・大規模化などその様相が変化するとともに、 少子高齢化の進行や人口減少など社会構造の変化、また医療・救急の高度化に由来する市民ニーズの多 様化など、大きく変化しています。

めまぐるしく変化する社会にあって、消防が対応する災害は、火災、交通事故、水難事故、自然災害からテロ災害などの特殊な災害まで多岐に及んでいます。

多様化・複雑化する災害へ対応するための消防業務の高度化・専門化は不可欠であり、市民ニーズに 的確に対応し、大規模災害への対応体制を充実させることが求められています。

地震や火災などの災害から、市民の生命と財産を守り、誰もが安心して暮らせるよう消防力を増強するとともに、医療機関と連携して救急救命体制を充実強化する必要があります。また、火災予防等の観点から、市民の協力により、防火対策と初期消火の一層の強化を図っていく必要があります。

#### 施策連携

大綱	施策	連携する施策
2	5	健康づくりと医療体制の充実
5	17	防災・防犯対策の強化

取組内容	SDGs	重点施策
(1)消防体制・火災予防の充実	11 住み続けられる まちづくりを	_
堺市への消防事務委託により、特殊車両や高度な資機材等の計画的な	<b>_</b>	
整備を行うとともに、本部部門や通信指令業務を一元化・効率化するこ	<b>                                      </b>	
とにより、警防要員の充当や予防・救急業務担当職員の専門化・高度化		
につなげ、より質の高い消防サービスの提供を実現します。また、火災		
予防のため、市民に住宅用火災警報器設置及び維持管理の必要性を啓発		
するとともに、防火思想の向上に努めます。		
(2) 救急救命体制の充実	3 すべての人に 健康と福祉を	_
堺市への消防事務委託により、高度活動機器の整備、救急救命士の知	<i>_</i> ⁄√ <b>,</b>	
識・技術習得のため各種研修への派遣、訓練の充実を図り、複雑化する	· ·	
救急事業に対応し、より高度な救急体制の構築を図るとともに、地域防		
災の担い手となる市民への各種救急講習の実施・受講体制の充実を図り		
ます。		

### 市民・事業者の取組内容

●住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行い、防火意識の向上に努めます。	
●各種救急講習を受講し、応急手当の知識や技術を身につけます。	

市民

●適切な救急車の利用を心掛けるとともに、判断に迷う場合は「救急安心センターおおさか」 を積極的に利用します。

事業者 ●施設

●施設の防火管理者等としての責務を果たします。

### 進捗状況を見る主な指標

七冊夕	基準値	目標値	目標値	
指標名	(R1)	(R7)	(R12)	
防火対象物等の検査件数	313件	500 件	600件	
住宅用火災警報器の設置率	83%	85%	90%	
「救急安心センターおおさか」利用件数	1,590 件	1,800 件	2,050 件	

指標名	現状値 (R1)		目標 (R12)
「消防・救急体制の整備に満足している」と 思う市民の割合	37.7%	$\Rightarrow$	

## 施策の大綱 5 . <mark>安全で安心できるまちづくり</mark>

### 施策 19. 安心できる消費生活の支援

#### 将来あるべき姿(めざす方向性)

誰もが安心して消費生活が送れるまちをめざします。

### 施策の背景(現状、課題、社会潮流)

消費生活センターに寄せられる相談については、近年のスマートフォンの普及により、手軽にインターネットを利用する機会が増え、全世代で、インターネット通販におけるトラブル、大手通販事業者になりすました詐欺サイトによる架空請求など、デジタルコンテンツに関する相談が増加傾向にあります。 今後も、社会情勢の変化により、消費生活センターに寄せられる内容は多様化、複雑化することが想定され、消費者保護を推進するためには、相談体制の強化や啓発活動の充実を図る必要があります。

### 施策連携

大綱	施策	連携する施策	
3	12	也域から始める地球にやさしい環境づくり	
5	17	防災・防犯対策の強化	

取組内容	SD	)Gs	重点施策
(1)消費者保護の推進	11 住み続けられる まちづくりを	<b>12</b> つくる責任 つかう責任	_
インターネットショッピングや各種通信販売、SNS などによる架空請		CO	
求をはじめとした消費トラブルへの対応も含め、消費者や学校関係者な			
どに対する講座の実施や、消費に関するパンフレットの配布など情報提			
供を行うとともに、新たな事案に対応できるよう消費生活相談の専門性			
を高めることで、消費者の保護と自立支援を図ります。			
消費行動が環境に与える影響が大きいことから、消費者の立場から地			
球環境問題を捉えることによって、マイバッグやマイボトルの使用はも			
とより、環境にやさしい消費行動の実践を促す啓発に努めます。			

## 市民・事業者の取組内容

市民	●消費トラブルに遭わないよう、情報収集や知識習得に努めるとともに、環境に配慮した消
	費行動を心がけます。
事業者	●安全・安心な商品や役務の提供、公正な取引に努めます。また、消費者にわかりやすい情
	報提供や苦情処理体制の確立を図ります。

## 進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値	目標値	目標値
	(R1)	(R7)	(R12)
消費生活講座の参加者数	26名	30名	35名

指標名	現状値 (R1)		目標 (R12)
「悪質商法の被害に遭わないよう、その手口を知る などの心がけをしている」と思う市民の割合	70.7%	$\Rightarrow$	

# 第6章 施策の推進に向けて

## 施策の大綱6.施策の推進に向けて

### 施策 20. 市民とともにつくる参画と協働のまちづくり

#### 将来あるべき姿(めざす方向性)

市民が市政に参画する環境が整い、市民、事業者、行政がそれぞれの責任と役割を自覚し、協働するまちをめざします。

#### 施策の背景(現状、課題、社会潮流)

平成 23 年度(2011 年度)に 66.7%あった自治会等への加入率は、令和元年(2019 年度)には 56.7%にまで低下し、地域における支え合いや、日常生活における人と人とのつながりの希薄化、コミュニティ活動の新たな担い手の不足といった事態を招いています。その背景として、単独世帯や高齢者世帯、共働き世帯の増加など、世帯構成の変化や、ライフスタイル、価値観の多様化が原因の1つとして挙げられます。こうした状況に対応するため、地域と行政が連携・協働して、地域コミュニティの活性化に取り組む必要があります。

また、住民ニーズの多様化、複雑化に伴う行政需要の増大などに対応するため、持続可能なまちづくりを実現する方策の1つとして、事業者の専門的知識やアイデア、資金や技術、ノウハウを積極的に活用するなど、地域の活性化や社会課題の解決に取り組むことが求められています。

より多くの市民がまちづくりに参画できる環境づくりや、積極的に参画する人材の発掘・育成に取り組むとともに、地域に根ざした活動を行っている自治会等やまちづくり円卓会議の活動の意義や魅力を周知し、コミュニティ活動の活性化を図る必要があります。

#### 行政の取組内容

取組内容	SDGs	重点施策
(1) 市民参加(参画)・協働の推進	17 パートナーシップで 目標を達成しよう	_
まちづくりの計画・実施・評価の各段階において、多様な立場の人	<b>&amp;</b>	
が参画する機会をつくるとともに、市政に参画する人材の発掘や育成		
に取り組みます。		
将来のあるべき姿をともに実現できるよう、地域のまちづくりの核		
となる自治会等やまちづくり円卓会議などと協働し、地域課題の解決		
に向けた取組みを進めます。		
市民が主体となった国際交流、国内交流を進めるため、市民団体な		
どが取り組む姉妹都市、友好都市との自主的な交流活動を支援します。		
(2) コミュニティ活動の促進	17 パートナーシップで 目標を達成しよう	<b>I</b> - 1
地域を支える人材育成の支援や生涯学習活動による地域課題の共		
有、コミュニティ活動への参加を促進し、活性化を図ります。また、		
市民活動支援センターや社会福祉協議会などの連携を強化し、ボラン		
ティア活動に関する情報発信の充実や、団体相互のネットワークづく		
りを進めます。		
(3)公民連携の推進	17 パートナーシップで 目標を速成しよう	_
	<b>&amp;</b>	
それぞれが持つ強みを活かしながら、まちづくりの課題解決に向けた		
取組みを進めます。		

#### 市民・事業者の取組内容

士口	●自らの発言と行動に責任を持って、まちづくりに取り組み、自治力の向上をめざします。
市民	●地域のまちづくりの核となる自治会等やまちづくり円卓会議などの活動に参加します。
事業者	●協働によるまちづくりの推進に協力します。

#### 進捗状況を見る主な指標

七栖力	基準値	目標値	目標値
指標名	(R1)	(R7)	(R12)
市民・市民公益活動団体との協働事業数	151 件	152 件	153件
自治会等への加入率	56.7%	59.0%	60.0%
国際交流・国内交流実施事業数	6件	6件	7件
市民団体登録件数(「しみんのちから」掲載)	264 件	266 件	268 件

#### 市民意識の主な指標

指標名	現状値 (R1)		目標 (R12)
「市政への市民参画の機会が十分にある」と思う 市民の割合	17.4%	$\Rightarrow$	

#### 施策の大綱6.施策の推進に向けて

#### 施策 21. 情報共有と発信の充実

#### 将来あるべき姿(めざす方向性)

本市のまちの魅力やブランド力を高めることにより、シビックプライドの醸成及び認知度の向上をめざします。

また、市民の声を広く聞くとともに、市民に分かりやすく、かつスムーズに市政の情報を入手できる 情報共有の仕組みづくりを進めます。

#### 施策の背景(現状、課題、社会潮流)

国の人口減少が加速する中、各地方自治体は移住・定住を目的としたシティプロモーションに積極的 に取り組んでいます。

本市においては、転入超過率は府内第2位(平成30年(2018年))で、近年の人口は横ばい又は微増傾向にありますが、市民がまちの魅力を再確認するとともに、新たな魅力の発掘に取り組み、市民と行政によるシティプロモーションを強化することにより、交流人口や関係人口の増加に努めるとともに、定住人口の増加をさらに促進する必要があります。

また、超高速ブロードバンドの進展と携帯情報端末の爆発的な普及を背景に、個人による情報発信・ 受信の時代を迎え、近年では、SNS の利用者が飛躍的に伸びており、それに伴い、行政情報の発信方法 も多様化しています。本市においても、各種媒体の特性を生かした情報発信に努める必要性が高まって います。

情報通信の発達やグローバル化、経済発展に伴い、価値観の多様化が拡大する中、市民のライフスタイルや世帯構成、地域社会のあり方も変化しています。こうした背景による市民ニーズの多様化に伴い、市政運営に対する提案、意見は増加傾向にあります。本市においても、公平性、透明性の高い行政運営を推進するため、意見、要望の的確な収集によるニーズの把握を行い、効率的な市政運営につながるよう広聴活動を充実する必要があります。

高度情報化の進展を踏まえ、市民と行政の情報の共有化をさらに進め、透明性を確保した効率的な行政運営を進める必要があります。

#### 行政の取組内容

取組内容	SDGs	重点施策
(1) 広報の充実 市政に関わる様々な情報を、広報誌やホームページのほか、SNS など行政だけの視点に捉われない多角的な情報発信ができる媒体も活用しながら、より分かりやすく迅速かつ効果的に発信することで、市民との情報の共有を図ります。	16 म्बरकाहर गुरुवाहरू	Ⅲ-②
(2)都市魅力の発信 本市の住みやすさや魅力を市内外に広く発信し、市の認知度を高めることにより交流人口や関係人口の増加を図るとともに、住む人の愛着を深める取組みを行うことにより定住人口の増加を図ります。	11 EARUGES	Ⅲ-②
(3) 広聴活動の充実 行政運営の公平性、透明性を高めるため「ふるさといきいきカード」 や「パブリックコメント制度」の活用、庁内各部署における広聴活動、 情報公開の充実を図り、市民の提案や意見、要望などの的確な把握に 努めます。	16 THE CORE	-
(4)情報の公開 開かれた市政を推進するため、個人情報の保護を徹底した上で、情報公開制度の適正な運用に努めます。	16 FREMES   ***  ***  ***  ***  ***  ***  ***	_

#### 市民・事業者の取組内容

市民・

●市政に対する理解を深め、市政への参画に努めます。

事業者

- ●行財政運営が適切に行われているか注視します。
- ●自らの活動を通して、まちの魅力の創出と発信に努めます。
- ●市の広報活動を受け、政策の推進拡充をめざした意見、要望を提出します。

#### 進捗状況を見る主な指標

七価々	基準値	目標値	目標値
指標名	(R1)	(R7)	(R12)
ホームページへのアクセス件数	800,012件	830,000 件	855,000 件
LINE の友だち登録件数	2,002件	5,000件	8,000 件
SNS による情報発信回数	73 回	100 回	150 回

#### 市民意識の主な指標

指標名	現状値 (R1)		目標 (R12)
「開かれた透明性の高い行政の推進に満足し ている」と思う市民の割合	14.9%	$\Rightarrow$	

#### 施策の大綱6.施策の推進に向けて

#### 持続可能な行財政運営 施策 22.

#### 将来あるべき姿(めざす方向性)

効率的な行財政運営が図られるとともに、多様化する市民ニーズに柔軟に対応し、質の高い行政サー ビスが提供されるまちをめざします。

#### 施策の背景(現状、課題、社会潮流)

少子高齢化、人口減少の進行に伴い、市税収入の減少や、社会保障経費の増大が見込まれる一方で、 住民に最も身近な基礎自治体として、多様化、複雑化する市民ニーズに的確に対応し、持続可能なまち づくりを進めるために、行財政運営のさらなる効率化を進めていく必要があります。そのため、適正な 定員管理に努めるとともに、複雑、多様化する行政課題に対して、横断的かつ機能的、効率的に対応で きるよう組織機構を適宜見直す必要があります。また、市民との協働によるまちづくりや女性活躍の推 進、働き方改革に対応するため、職員の能力向上に向けた人材育成と活用を図る必要があります。

あわせて、行財政運営の透明性を高めるとともに、行政を取り巻くさまざまなリスクの軽減に努め、 自律的に対応する必要があります。

昭和 40 年代に建設された多くの公共施設等は、近い将来、耐用年数を迎える状況にあり、利用者の 安全確保や一定水準の行政サービスを継続するため、予防保全的かつ効果的な維持管理・更新が必要と なる見通しであり、財政健全化判断比率の推移と改善を見据えた計画的かつ効果的な財政運営を行う必 要があります。

また、スマート自治体研究会(総務省)やスマートシティ戦略会議(大阪府及び大阪市)が設置され るなど、自治体における業務プロセス・システムの標準化やAI・RPAの活用等に向けた動きが活発 化する中で、マイナンバーカードを活用したマイナポイントによる消費活性化施策や健康保険証利用な どが実施されていることを踏まえ、行政のデジタル化に対応する必要があります。

本市では、南河内広域事務室において、まちづくり分野、福祉分野及び公害対策分野における事務の 共同処理を行うほか、「南河内広域公平委員会」の共同設置などや、「富田林市、河内長野市、大阪狭山 市、太子町、河南町及び千早赤阪村障害者支給判定審査会」などのように近隣市町村との連携を推進し ています。さらに、水道事業、消防事務の広域化など、広域連携に積極的に取り組んでいます。今後も、 各市町村がそれぞれ単独で事務処理を行うよりも共同で処理するほうが、効率的かつ効果的な事務は、 広域連携による事務処理体制を構築して進める必要があります。

#### 分野別計画等

- ●行財政改革推進プラン 2020 (令和 2~6 年度)
- ●公共施設等総合管理計画(平成28~令和37年度) ●人材育成基本方針
- ●特定事業主行動計画

- ●今後の財政収支見通し(平成 27~令和 6 年度)

  - ●職員研修計画

#### 行政の取組内容

取組内容	SDGs	重点施策
(1)効率的で効果的な行財政運営の推進	11 住み続けられる まちづくりを	_
財源確保に努めるとともに、民間活力やICT等のさらなる活用を	. ■⊿	
図ることにより、市民の利便性の向上や事務の効率化を推進します。		
また、行財政運営の透明性を高めるとともに、さまざまなリスクに		
対し、自律的に対応できるよう内部統制システムを適切に運用し、ガ		
バナンスの強化を図ります。		
財政健全化法に定める健全化判断比率の動向に留意し、計画的な行		
財政改革を進め、安定した財政運営を進めます。		
さらに、複雑、多様化する行政課題に対して、横断的かつ機能的、		
効率的に対応できるよう、組織機構を適時見直すとともに、業務量を		
踏まえた、適正な定員管理に努めます。		
(2)適切な公共施設マネジメントの推進	11 住み続けられる まちづくりを	_
	<b>↓</b> ■₄_	
性を検討し、更新時期の分散・施設管理費の削減を図ります。		
また、公有財産の効率的かつ適正な活用を図ります。		
(3)人材の育成と活用	5 ジェンダー平等を 16 平和と公正を すべての人に	_
ことができる適切な人事配置など、人材の育成と活用に重点を置いた	¥ - <u></u>	
人事制度の確立を図ります。		
計画的・体系的な研修を通じて、政策形成能力や法務能力などの向		
上を図るとともに、地域に愛着を持ち、市民との協働によるまちづく		
りを担うことができる職員を育成します。		
また、女性職員の登用など女性職員の活躍できる環境づくりを進め		
ます。		
(4)情報化の推進と個人情報の保護	11 住み続けられる まちづくりを	_
情報化を推進し、AI や RPA などの先端技術を活用した業務改善に	<b>. ! ! !</b>	
取り組むことで市民サービスの向上を図るとともに、行政コストの低		
減を図ります。また、特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報)		
について、適切に管理し情報の保護に努めます。		
(5) 広域連携の推進	11 住み続けられる まちづくりを	II - 3
<u>大阪</u> 府からの権限移譲に係る事務の共同処理をはじめ、水道事業や	▄█▋▆	
消防事務など、広域化のスケールメリットを生かした事務の効率化や		
市民サービスの向上、経費の削減が期待できる事務について、広域連		
携を推進します。		

#### 市民・事業者の取組内容

市民	●行財政運営が適切に行われているか注視し、適切な行政サービスのあり方や必要な受益者
Ath	負担への理解を深め、協力します。
事業者	●行財政運営が適切に行われているか注視します。

#### 進捗状況を見る主な指標

北海の	基準値	目標値	目標値
指標名	(R1)	(R7)	(R12)
まちづくり寄附金額	254 万円	1,000 万円	1,500 万円
財政健全化判断比率(実質赤字比率)	黒字	黒字	黒字
女性管理職の登用	14.8%	20%	25%
(消防、幼保を除く、課長級以上の管理職の割合)	14.6%	20%	25%

#### 市民意識の主な指標

指標名	現状値 (R1)		目標 (R12)
「計画的な行政運営に満足している」と思う市民の割合	14.5%	$\Rightarrow$	

#### 参考資料

# 各中学校区のまちづくりの方向性

#### 各中学校区のまちづくりの方向性の概要

#### (1) 各中学校区のまちづくりの方向性の趣旨

第五次総合計画では、市の施策全般をその体系に沿って取りまとめた従来の「体系別計画」の策定にあわせ、より地域の実情に沿ったまちづくりを進めるため、新たに「各中学校区のまちづくりの方向性」を示します。

総合計画の策定に向けては、市民協働・市民参画を基本とした取組みを進めるため、地域で活動する 団体からの推薦による委員や公募による委員などで構成する「まちづくり市民会議」からまちづくりへ の提言をいただきました。

「まちづくり市民会議」では、全市的なまちづくりの課題や取組みのほか、主に中学校区ごとに、現 状と課題の再認識や、地域で取り組みたいこと、行政に期待することなどを中心に議論をいただきまし た。

この「各中学校区のまちづくりの方向性」は、こうした「まちづくり市民会議」での議論を踏まえつ つ、地域主体によるまちづくりの方向性として、活かしていきたいところ、改善していきたいところと、 第五次総合計画の関連施策などを取りまとめたものです。

もちろん、これらが地域の課題やまちづくりの取組みを網羅したものではありません。行政の施策についても、これらに限定されるものではありません。全市的に取り組む必要がある施策については、「体系別計画」に基づき、全市域を対象に取組みを進めます。

#### (2)「各中学校区のまちづくりの方向性」の作成の流れ

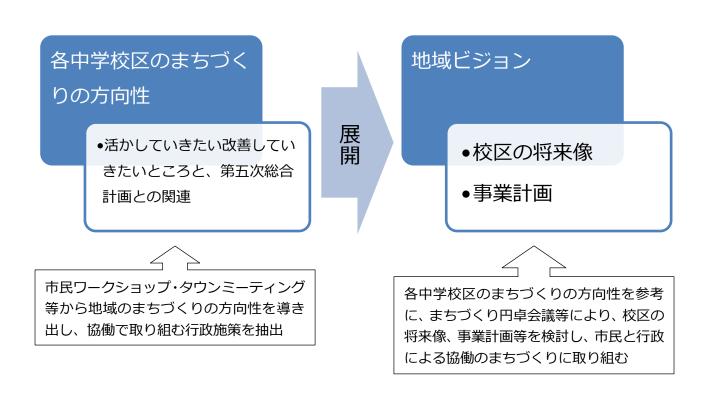
「各中学校区のまちづくりの方向性」は、次の経過を経て作成しました。

#### (3)「各中学校区のまちづくりの方向性」の位置付けと今後の進め方

「各中学校区のまちづくりの方向性」は、基本構想・基本計画・実施計画からなる体系別計画とあわせて、地域主体によるまちづくりの方向性としてとりまとめたものです。

今後、市民、事業者、行政など、多様な主体が連携・協働して、個性ある魅力的なまちづくりを進めていくための指針(道しるべ)となるものです。

◆各中学校区のまちづくりの方向性から地域ビジョンへの展開イメージ◆

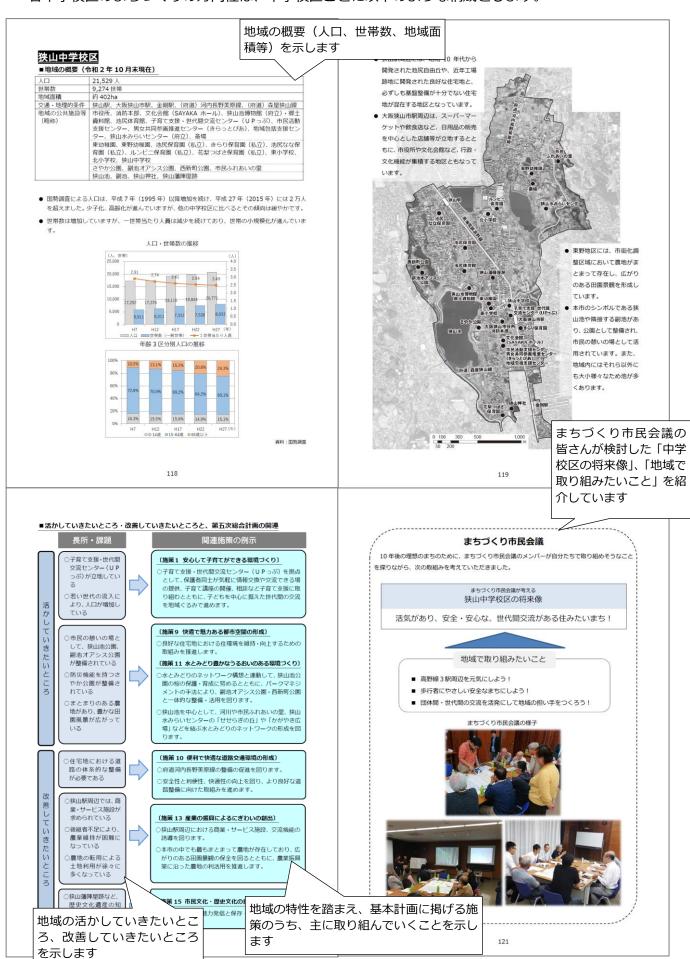


#### ◆大阪狭山市の中学校区◆



#### (4) 各中学校区のまちづくりの方向性の構成

各中学校区のまちづくりの方向性は、中学校区ごとに以下のような構成とします。



#### 狭山中学校区

#### ■地域の概要(令和2年10月末現在)

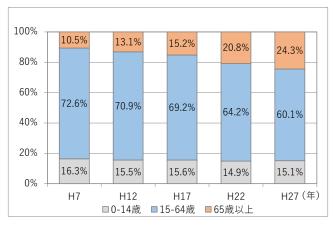
人口	21,529 人
世帯数	9,274 世帯
地域面積	約 402ha
交通・地理的条件	狭山駅、大阪狭山市駅、金剛駅、(府道)河内長野美原線、(府道)森屋狭山線
地域の公共施設等 (略称)	市役所、消防本部、文化会館(SAYAKA ホール)、狭山池博物館(府立)・郷土 資料館、池尻体育館、子育て支援・世代間交流センター(UPっぷ)、市民活動 支援センター、男女共同参画推進センター(きらっとぴあ)、地域包括支援セン ター、狭山水みらいセンター(府立)、斎場
	東幼稚園、東野幼稚園、池尻保育園(私立)、きらり保育園(私立)、池尻なな保育園(私立)、ルンビニ保育園(私立)、花梨つばさ保育園(私立)、東小学校、北小学校、狭山中学校 さやか公園、副池オアシス公園、西新町公園、市民ふれあいの里 狭山池、副池、狭山神社、狭山藩陣屋跡

- 国勢調査による人口は、平成7年(1995年)以降増加を続け、平成27年(2015年)には2万人を超えました。少子化、高齢化が進んでいますが、他の中学校区に比べるとその傾向は緩やかです。
- 世帯数は増加していますが、一世帯当たり人員は減少を続けており、世帯の小規模化が進んでいます。

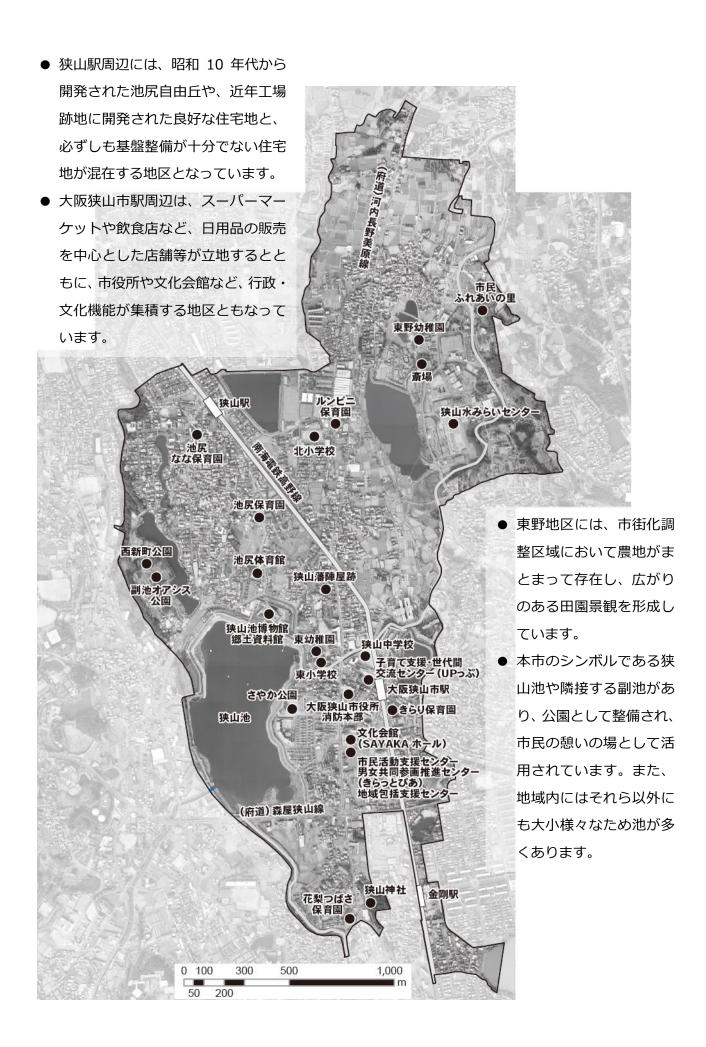


人口・世帯数の推移





資料:国勢調査



#### 長所・課題

- ○子育て支援・世代間 交流センター(UP っぷ)が立地してい る
- ○若い世代の流入に より、人口が増加し ている



#### 関連施策の例示

#### 〔施策1 安心して子育てができる環境づくり〕

○子育て支援・世代間交流センター(UPっぷ)を拠点として、保護者同士が気軽に情報交換や交流できる場の提供、子育て講座の開催、相談など子育て支援に取り組むとともに、子どもを中心に据えた世代間の交流を地域ぐるみで進めます。

#### ○市民の憩いの場と して、狭山池公園、 副池オアシス公園 が整備されている

- ○防災機能を持つさ やか公園が整備さ れている
- ○まとまりのある農地があり、豊かな田園風景が広がっている

#### 〔施策9 快適で魅力ある都市空間の形成〕

○良好な住宅地における住環境を維持・向上するための 取組みを推進します。

#### 〔施策 11 水とみどり豊かなうるおいのある環境づくり〕

- ○水とみどりのネットワーク構想と連動して、狭山池公園の桜の保護・育成に努めるとともに、パークマネジメントの手法により、副池オアシス公園・西新町公園と一体的な整備・活用を図ります。
- ○狭山池を中心として、河川や市民ふれあいの里、狭山 水みらいセンターの「せせらぎの丘」や「かがやき広 場」などを結ぶ水とみどりのネットワークの形成を図 ります。

#### ○住宅地における道 路の体系的な整備 が必要である



#### 〔施策 10 便利で快適な道路交通環境の形成〕

- ○府道河内長野美原線の整備の促進を図ります。
- ○安全性と利便性、快適性の向上を図り、より良好な道 路整備に向けた取組みを進めます。

# ○狭山駅周辺では、商業・サービス施設が求められている

- ○後継者不足により、 農業維持が困難に なっている
- ○農地の転用による 土地利用が徐々に 多くなっている



#### ○狭山駅周辺における商業・サービス施設、交流機能の 誘導を図ります。

〔施策 13 産業の振興によるにぎわいの創出〕

○本市の中でも最もまとまって農地が存在しており、広がりのある田園景観の保全を図るとともに、農業振興策に沿った農地の利活用を推進します。

# ○狭山藩陣屋跡など、歴史文化遺産の知名度を上げることが必要である



#### 〔施策 15 市民文化・歴史文化の振興〕

○歴史文化遺産の魅力発信と保存・活用を進めます。

#### まちづくり市民会議

10年後の理想のまちのために、まちづくり市民会議のメンバーが自分たちで取り組めそうなことを探りながら、次の取組みを考えていただきました。

#### まちづくり市民会議が考える 狭山中学校区の将来像

活気があり、安全・安心な、世代間交流がある住みたいまち!

#### 地域で取り組みたいこと

- 高野線3駅周辺を元気にしよう!
- 歩行者にやさしい安全なまちにしよう!
- 団体間・世代間の交流を活発にして地域の担い手をつくろう!

#### まちづくり市民会議の様子







#### 第三中学校区

#### ■地域の概要(令和2年10月末現在)

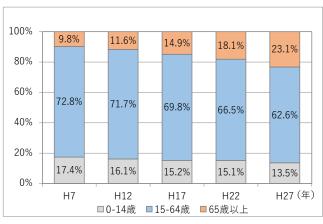
人口	18,357 人									
世帯数	8,093 世帯									
地域面積	約 452ha									
交通・地理的条件	金剛駅、国道 310 号、府道森屋狭山線、(都) 金剛泉北線、(都) 狭山河内長野									
	線									
地域の公共施設等	公民館、図書館、総合体育館、老人福祉センター(さやま荘)、心身障害者福祉									
(略称)	センター及び母子・父子福祉センター(さつき荘)、保健センター、シルバー人									
	材センター、社会教育センター									
	半田幼稚園、つぼみこども園(私立)、山本こども園(私立)、大谷さやまこども									
	園(私立)、サニーサイド(私立)、西小学校、第七小学校、第三中学校、狭山高									
	等学校(府立)									
	市民総合グラウンド、野球場、山本テニスコート、南青少年運動広場									
	三都神社、あまの街道、西高野街道									

- 国勢調査による人口は、平成7年(1995年)以降増加を続けていましたが、平成27年(2015年) に減少に転じました。少子化、高齢化が進んでいますが、他の中学校区に比べると高齢化率は最も 低くなっています。
- 世帯数は増加していますが、一世帯当たり人員は減少を続けており、世帯の小規模化が進んでいます。



人口・世帯数の推移





資料:国勢調査

● (府)堺狭山線以北の山本・池之原地区等は市街化調整区域に指定されているとともに、体育館や グラウンドなどが整備され、「スポーツ・レクリエーション拠点」となっています。



#### 長所・課題

- ○社会教育施設や健康福祉関連 施設が集積している
- ○西高野街道や三都神社など歴 史・文化資源が多い
- ○あまの街道周辺や(仮称)今 熊市民の森、三都神社にまと まったみどりがある
- ○西除川では、ヒメボタルの生 息地として、市民による環境 保全活動が行われている
- ○西除川や三津屋川の水辺空間 や緑道、西高野街道や三都神 社等歴史資源など、地域の魅 力向上が求められている
- ○後継者不足により、農業維持 が困難になっている
- ○金剛駅周辺には、駐車場など の低未利用地が多く、本市の 玄関口・中心商業地としてふ さわしい商業・サービス機能 の立地が求められている
- ○住宅地における生活道路等の 整備が求められている
- ○農地の転用による土地利用が 徐々に多くなっている
- ○国道310号の歩行者空間の充 実、景観形成が求められている
- ○金剛駅周辺、国道 310 号沿道 のロードサイド型店舗による 商業集積がある
- ○体育館や市民総合グラウンド 等のスポーツ施設が整備され ている

#### 関連施策の例示

#### 〔施策 15 市民文化・歴史文化の振興〕

○西高野街道や指定文化財など地域に残る歴史 的資産の効果的な情報発信に努めるととも に、学校現場における歴史的資産を活用した 郷土愛の醸成や、地域住民との交流を深めま す。

#### 〔施策 11 水とみどり豊かなうるおいのある環境づくり〕

- ○西除川沿いや三津屋川沿いの緑道や、西除川 でのヒメボタルの生息環境など、市民が身近 なところで自然に触れることができる環境を 保全します。
- ○三都神社周辺の樹林地や(仮称)今熊市民の 森における里山環境を保全します。

#### 〔施策 13 産業の振興によるにぎわいの創出〕

○地元農作物を販売する機会を通して、農業従 事者と消費者との交流を促進します。

#### 〔施策 9 快適で魅力ある都市空間の形成〕

- ○金剛駅周辺においては、中心的な商業地域としてふさわしい土地利用の誘導を図ります。また、土地利用の誘導にあたっては、歩いて暮らしやすいまちづくりをめざすため、魅力ある都市空間の形成に努めます。
- ○市街化調整区域において、農地を転用して住宅開発等を行う場合は、地区計画を策定するなど、一定の要件に基づき計画的なまちづくりを進めます。
- ○帝塚山学院大学狭山キャンパスの泉ヶ丘キャンパスへの統合後の跡地利用について、土地 所有者である帝塚山学院大学の土地利用の考 え方を踏まえたうえで、本市として望ましい 土地利用をめざします。

### $\sum$

#### 〔施策 10 便利で快適な道路交通環境の形成〕

○国道 310 号沿道は、今後も、多様な商業・サービス施設が立地する地区として、歩行者空間の整備を促進するとともに、景観の向上に努めます。

#### まちづくり市民会議

10年後の理想のまちのために、まちづくり市民会議のメンバーが自分たちで取り組めそうなことを探りながら、次の取組みを考えていただきました。

#### まちづくり市民会議が考える 第三中学校区の将来像

ほっこり校区!

#### 地域で取り組みたいこと

- 歴史魅力 UP 再発見 <西高野街道>
- 世代間交流 <子育てが軸>
- 産直で交流 <都市・農村>

#### まちづくり市民会議の様子







#### 南中学校区

#### ■地域の概要(令和2年10月末現在)

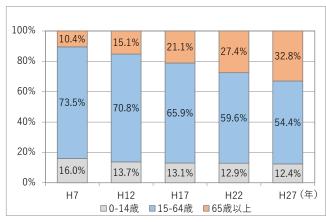
	<del>-</del>									
人口	18,850 人									
世帯数	8,635 世帯									
地域面積	約 338ha									
交通・地理的条件	(都) 金剛泉北線、(都) 狭山河内長野線									
地域の公共施設等	ニュータウン連絡所、消防署ニュータウン出張所、コミュニティセンター、子育									
(略称)	て支援センター(ぽっぽえん)、ふれあいスポーツ広場、西山霊園									
	こども園、大野台こども園(私立)、南第一小学校、南第二小学校、南第三小学									
	校、南中学校									
	東大池公園、第三青少年運動広場、大野テニスコート									
	あまの街道									

- 国勢調査による人口は、平成7年(1995年)以降一貫して減少を続けており、平成22年(2010年)には2万人を下回りました。少子化、高齢化が、他の中学校区に比べると最も進んでいます。
- 世帯数は、平成 22 年に減少に転じました。一世帯当たり人員は減少を続けており、世帯の小規模化が進んでいます。

(人,世帯) (人) 25,000 4.0 3.5 2.95 20,000 2.75 3.0 2.58 2.40 2.5 15,000 2.0 23,109 21,878 10,000 20,617 19,683 18,835 1.5 1.0 5,000 7,761 7,838 7,875 7,923 7,775 0.5 0.0 0 Н7 H12 H17 H22 □□人口 □□世帯数 (一般世帯) ■ 1世帯当たり人員

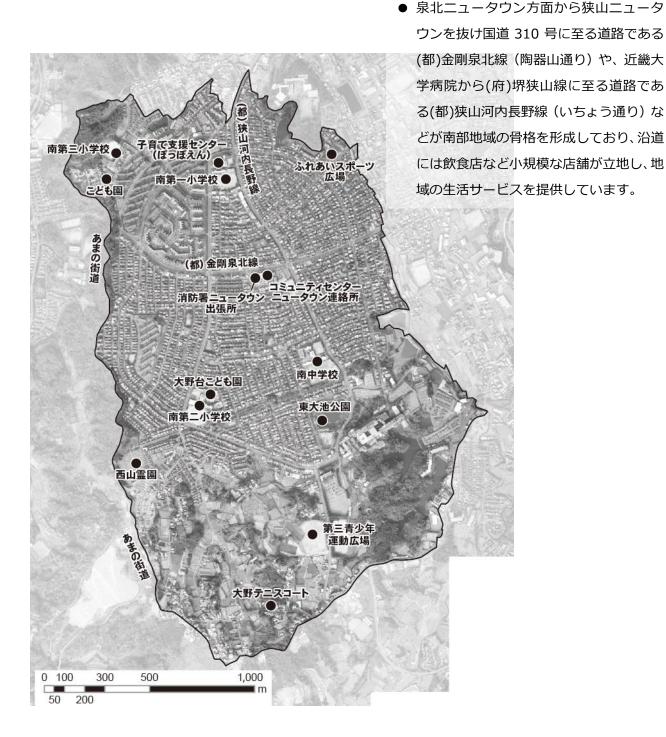
人口・世帯数の推移





資料:国勢調査

- 狭山ニュータウン地区は、生活道路や公園などの都市基盤が計画的に整備されており、一定の敷地規模が確保された良好な低層住宅地と、府営やUR都市機構の賃貸・分譲住宅等がある中高層住宅地とで構成されています。
- 狭山ニュータウン中央交差点付近には近隣商業地域に指定している区域があり、スーパーマーケット 等の日用品販売を中心とした商業集積となっており、地域住民の日常生活の利便性を確保しています。
- 大野地区には、近畿大学病院が立地し、広域的に高度医療を提供する拠点となっており、その敷地内には樹林地が保全されています。また、近隣公園である東大池公園や第三青少年運動広場が整備されており市民のスポーツ・レクリエーション拠点となっています。
- 堺市との境界に沿って南北にあまの街道が通っており、周辺の緑地等も含めて緑の軸を形成しています。



# 活かしていきたいところ

#### 長所・課題

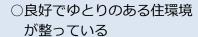
#### 関連施策の例示

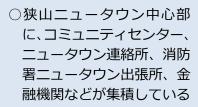
○あまの街道周辺・近畿大学 病院等周辺にまとまった みどりが残っている

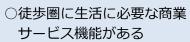


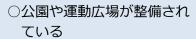
#### 〔施策 11 水とみどり豊かなうるおいのある環境づくり〕

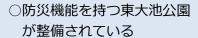
○あまの街道周辺の緑地環境保全に努めるととも に、観光資源としてのあまの街道の魅力情報の 発信に努めます。

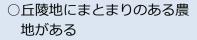








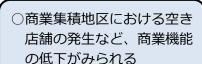


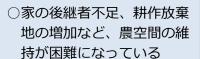




#### 〔施策9 快適で魅力ある都市空間の形成〕

○近畿大学病院等移転後の跡地利用について、土 地所有者である近畿大学の土地利用の考え方を 踏まえたうえで、本市として望ましい土地利用 をめざします。







○路線バス、循環バスが運行 しており、交通の利便性が 確保されているが、近畿大 学病院等の移転による影響 が懸念される



#### 〔施策 13 産業の振興によるにぎわいの創出〕

○大野ぶどうは、本市を代表する特産品であり、 大阪狭山ブランドとして発信を強化し、大野ぶ どうの知名度アップを図ります。また、都市近 郊という立地条件を生かした農業の振興を図 ります。

#### 〔施策 10 便利で快適な道路交通環境の形成〕

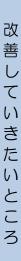
○近畿大学病院等の移転に伴う路線バスのダイヤ への影響が見込まれますが、広域的な観点も含め、バス交通の利便性の確保に努めます。

#### 〔施策 5 健康づくりや医療体制の充実〕

○近畿大学病院等の移転後も、地域の医療機関や 大阪府、近隣市町村と連携し、将来にわたって 安心な医療体制が確保できるよう努めます。

#### 〔施策 6 高齢者が安心して暮らせる地域づくり〕

○市南部における拠点として、ニュータウン連絡 所内に地域包括支援センター窓口を設け、身近 で相談できる体制を提供します。





128

#### まちづくり市民会議

10年後の理想のまちのために、まちづくり市民会議のメンバーが自分たちで取り組めそうなことを探りながら、次の取組みを考えていただきました。

## まちづくり市民会議が考える南中学校区の将来像

#### 若い力を呼び込むまち!

#### 地域で取り組みたいこと

- 花いっぱい!安心の住環境づくり
- 挨拶・声かけ!地域の仲間の交流づくり
- 自然の魅力!歩いて楽しいみちづくり

#### まちづくり市民会議の様子







#### 参考資料

# 基本計画と SDGs の関連

#### 基本計画と SDGs の関連

総合計画の基本計画と SDGs の 17 のゴールの関連性は、以下のとおりです。

#### ◆SDGs の 17 のゴール◆

◆SDGs の 17 のゴール◆							
目標 (Goal)	自治体行政の果たしうる役割						
1 ************************************	1. 貧困をなくそう 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、 すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。						
2 数据を せ口に 【【【】	2. 飢餓をゼロに 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を 推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。						
3 すべての人に ● 健康と福祉を	3. すべての人に健康と福祉を住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。						
4 質の悪い教育を みんなに	4. 質の高い教育をみんなに 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。 地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。						
5 ジェンダー甲等を 東東しよう	5. ジェンダー平等を実現しよう 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムに ジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取 組といえます。						
6 安全な水とトイレを世界中に	6. 安全な水とトイレを世界中に安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。						
7 = \$4.6 + \$4.6 CK	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体 の大きな役割といえます。						
8 着きがいる 経済疾長も	8. 働きがいも経済成長も 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場 にあります。						
<b>9</b> 産業と技術革新の 基盤をつくろう	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、						

す。

地元企業の支援などを盛り込むことで新たなイノベーションを創出することにも貢献することができま

目標 (Goal)	自治体行政の果たしうる役割
10 Aや国の不平等 をなくそう	10. 人や国の不平等をなくそう 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつ つ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
11 住み続けられる まちづくりを	11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
12 つぐる責任 つかう責任	12. つくる責任つかう責任 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや 3R の徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
13 気候変動に 具体的な対策を	13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減と いった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
4 海の豊かさを 等5う	14. 海の豊かさを守ろう 海洋汚染の原因の 8 割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
15 <b>姓</b> の豊かさも 守ろう	15. 陸の豊かさも守ろう 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者と

**也利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資** 産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者と の連携が不可欠です。



#### 16. 平和と公正をすべての人に

平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して 参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。



#### 17. パートナーシップで、目標を達成しよう

自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPO などの多くの関係者を結びつけ、パートナーシップの推 進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くこ とは極めて重要です。

#### ◆総合計画の施策と SDGs の 17 のゴール◆

		【SDGsの17のゴール】																
【施策の大綱】	【施策】	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
		1 205 John Half	2 ##	3 11111111 W∳	4 *************************************	5 mm = 5	<u>Å</u>	7 marquae turros	8 mm	9	10 :23:***	11 ::::::	12 :::::	13 11111111	14 :::::::	15 litters • 22	16 ************************************	17 ******
1. 子どもや若者の未来が輝く まちづくり	1. 安心して子育てができるま ちづくり			•	•							•					•	
	2. 生きる力を伸ばす教育環境 づくり		•		•	•					•	•					•	
	3. 子どもや若者の育成支援				•				•			•					•	
	4. 地域福祉の推進			•								•		•				
	5. 健康づくりや医療体制の充 実		•	•								•						
2. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり	6. 高齢者が安心して暮らせる 地域づくり			•								•						
	7. 障がいがある人の自立と社 会参加の促進			•	•				•		•	•						
	8. 社会保障制度の安定的な運 営	•		•								•						
	9. 快適で魅力ある都市空間の 形成						•			•		•				•		
	10. 便利で快適な道路交通環境 の形成							•		•		•						
3. 活力とにぎわいのある快適 なまちづくり	11. 水とみどり豊かなうるおい のある環境づくり				•							•				•		
	12. 地域から始める地球にやさ しい環境づくり						•	•		•		•	•	•	•			
	13. 産業の振興による賑わいの 創出	•							•	•	•	•	•			•		
4. 豊かな心と文化を創造する まちづくり	14. 生涯学べるまちづくり			•	•							•						
	15. 市民文化・歴史文化の振興				•													
	16. 互いに人権を尊重する共生 社会づくり				•	•					•						•	
5. 安全で安心できるまちづく り	17. 防災・防犯対策の強化											•		•				
	18. 消防・救急体制の強化			•								•						
	19. 安心できる消費生活の支援											•	•					
6. 施策の推進に向けて	20. 市民とともにつくる参画と 協働のまちづくり																	•
	21. 情報共有と発信の充実											•					•	
	22. 持続可能な行財政運営					•						•					•	